

第2部 予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 区民による防災力向上	危機管理部、生活振興部 SDGs推進部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東京電力パワーグリッド（株）、 東京ガスグループ、 東日本電信電話（株）東京東支店
第2節 地域による共助の推進	危機管理部、生活振興部、 教育委員会事務局	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署
第3節 消防団の活動体制の強化		江戸川・葛西・小岩消防署、 江戸川・葛西・小岩消防団
第4節 事業所による自助・共助の強化	危機管理部、環境部	江戸川・葛西・小岩消防署
第5節 ボランティア活動との連携	危機管理部、福祉部、 文化共育部	（福）江戸川区社会福祉協議会、（公財） えどがわボランティアセンター、 江戸川・葛西・小岩消防署
第6節 区民・行政・事業所との連携	危機管理部、生活振興部	

■自助・共助の役割

区民	・地域の自主防災活動への参加に関すること
自主防災組織等	・地域の自主防災活動の推進に関すること
事業所等	・事業所の自主防災活動の推進に関すること ・地域の自主防災活動への参加に関すること

第1節 区民による防災力向上

1 自助としての備え

区民は、以下に掲げる措置をはじめとする「自らの生命は自らが守る」ための必要な防災対策を推進する。

○ 区民の防災対策

- ① 自宅等の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの出火の防止
- ③ 消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備
- ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 飲料水（1日1人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレ等の準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 都や区及び地域が自主的に行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑨ 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ⑩ 要配慮者家庭における、住民組織・消防署・交番等への情報提供
- ⑪ 避難所、避難場所、避難経路及び緊急医療救護所等の確認、体験の実践

第2部 予防計画

⑫ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

地震災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、防災関係機関職員はもちろん、区民もまた食料や飲料水の確保、家庭内の安全対策等、自らの予防処置を講じるとともに、震災時に落ち着いて適切な行動が取れるようにする必要がある。

そのために、区は、区民一人ひとりが発災時の適切な行動の必要性を正しく認識できるよう、常に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに区民がお互いに連携して災害に対応できるネットワークづくりを進める。

防災意識の啓発等を推進する際には、性別による視点の違いや性の多様性に配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。また、災害対応や防災の政策決定するプロセスへの女性の参画推進は重要な課題となっており、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減を実現し、政策立案・計画・実施へのプロセスへの女性の参画を推進する必要がある。そのため、区は防災会議においては学識経験のある女性委員を積極的に任用し、女性の参画を推進していく。

(1) 区による広報

① 広報えどがわ等による普及啓発

広報えどがわや江戸川区公式ホームページに随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災パンフレットを作成し配布する。

② 動画等による普及啓発

防災動画・防災スライド等によって、防災知識の普及を図る。

③ 防災講演会等による啓発

町会・自治会・事業所等を単位として、きめ細かな防災講演会等を随時実施し、防災知識の普及啓発を図る。

④ 報道による普及啓発

区地域防災計画・水防態勢などを報道機関に発表し、区民の防災に対する知識を広める。

(2) 警察署による広報

都・区と一体となり、広報媒体の効果的活用など、広報手段に創意工夫し、区民の防災意識の高揚に努める。

① 広報内容

- ア 事前に区民等の取るべき措置
- イ 地震発生時の対応措置
- ウ 事業所の地震対策

② 広報手段及び方法

- ア 自主防災組織、町会・自治会等を通じての区民への働きかけ
- イ 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ
- ウ 事業所等に対する積極的な働きかけ
- エ 各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等警察活動を通じての広報活動
- オ 防災相談コーナーの設置

(3) 消防署による対策

① 「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」等、防災に関する広報を通じて防災意識の啓発を図る。

② 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促

進を図る。

- ③ 「はたらく消防の写生会」の開催、「防火防災標語」の募集及び「地域の防火防災功労賞制度」の活用等により防火防災意識の啓発を図る。

- ④ 「防火防災巡回」及び「住まいの防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を通じて防火防災意識の啓発を図る。

(4) 東京電力パワーグリッド（株）による広報

災害時に取るべき電気関係の措置や区民が行う事前の備え、感電事故防止などについてパンフレットを発行し、防災意識の高揚を図る。

(5) 東京ガスグループによる広報

- ① 区民及び他工事関係会社等に対し、ガスの安全知識の普及を推進する。また、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

- ② 非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

(6) 東日本電信電話（株）東京東支店による広報

パンフレットの配布及び「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板 web 171」のマニュアル配布とPRを行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

消防署による対策

- ① VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した防火防災訓練を推進する。
- ② 救命講習や応急救護訓練を実施し、住民の応急救護に関する技能の向上を図る。また、一定の応急手当技能を有する住民に対する技能の認定を行う。
- ③ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育を推進する。
- ④ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブを育成指導する。

4 外国人支援対策

(1) 外国人への防災教育

区は、多言語（英語、中国語、韓国語、ヒンディー語、やさしい日本語）に対応した防災動画を江戸川区公式ホームページに掲載し、外国人の防災意識の高揚を図る。あわせて、都が作成する防災に関する動画を活用し、地域のイベントや外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

また、東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

(2) 外国語表記

区は、消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

(3) 防災訓練の参加

区は、東京都防災（語学）ボランティアの協力等のもと、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第2節 地域による共助の推進

1 自主防災組織の育成・強化

区、消防の防災関係機関は相互に連携を取りながら、町会・自治会を基盤とする自主防災組織の育成支援・強化を図る。

(1) 防災講演会等の実施

自主防災組織の育成・強化を図るため、町会・自治会を対象に防災講演会を実施し、「自主防災組織の必要性・自主防災組織の構成とその役割」について、普及啓発を図り、区民による防災組織の自主性を最大限に尊重しつつ、その組織を育成支援し強化を図る。

(2) 自主防災組織の育成

① 平常時の機能がそのまま非常災害時にも機能し得るように、概ね次のような編成基準に基づき育成する。

〈自主防災組織の主な編成基準〉

役割分担	平 常 時	災 害 時
広報部	防災意識の普及・高揚	情報の収集、伝達・広報活動
防火部	出火防止の徹底	出火防止、初期消火活動
救護部（警防部）	救出・救護及び町内警備	救急救護活動、避難誘導、町内の警備・防犯、危険箇所の警戒
調達部	物資・器材の調達、備蓄・保守管理、防災資材のあっせん	救助物資の配分活動、炊き出しに対する協力

② 自主防災組織に対する技術的指導を推進し、震災時に有効に機能する組織的活動力の向上を図る。

ア 出火防止及び初期消火体制の指導

イ 初期消火訓練の指導

ウ 応急救護訓練の指導

エ 救出・避難訓練の指導

(3) 自主防災組織の活性化

消防署は、区、消防団等と連携し、次の対策により自主防災組織の活性化を図る。

① 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策の指導

② 初期消火マニュアルを活用した自主防災組織等への指導

③ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会の開催

2 避難所運営協議会の活動

区立小・中学校等に、区民、学校、区で構成する避難所運営協議会を設置する。

町会・自治会を基盤に結成された自主防災組織は、その避難所運営協議会の活動に積極的に参加・協力し、災害発生時に自主的な避難所運営ができるよう努める。（第3部対応態勢 第3節2(4)参照）

3 地区防災計画の作成

(1) 計画の作成・提案

地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対し区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

区防災会議は、提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて区地域防災計画にその一部または全部を定める。

(2) 作成・運用の支援等

区は、災害に強い都市づくりに際し、地区居住者等による計画作成の促進を図る。また、地区居住者等から計画作成及び計画に基づく訓練等の相談を受けた場合、助言を行う。

第3節 消防団の活動体制の強化

区にある消防団は、3消防団26分団で団員定数は1,100名であり、消防団の施設には、消防団活動の拠点となる分団本部施設があり、可搬ポンプ、無線通信機、消防器具及び個人装備品等が備えられている。

区及び消防署は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、次の取組により消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

- (1) 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- (2) 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。
- (3) 入団教育や教育訓練を推進し、災害活動能力、安全管理能力及び応急救護技能の向上を図る。また、消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。その一方で、消防団の活動等に係る自主学习教材を活用するなど、消防団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (4) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (5) 区民に対する防火防災訓練を通じて消防団と区民との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

第4節 事業所による自助・共助の強化

事業所が使用している火気や危険物等は、一般家庭よりも規模が大きく、それだけ発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。

そこで、事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所は防災計画を樹立するとともに、各種訓練指導を通して防災行動力の向上を促進し、震災時には、事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災体制の強化を図る。

1 事業所の防災計画

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

- ① 事業所は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定め、自主防災体制の充実強化を図る。

- ア 震災に備えての事前訓練
- イ 震災時の活動訓練
- ウ 施設再開までの復旧計画

第2部 予防計画

② 事業所は、東京都震災対策条例施行以前に地震対策を盛り込んでいる消防計画について、告示で定める事項と適合するよう見直し、変更を届け出る。

③ 消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、事業所は作成する。

(2) 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業所は、事業所防災計画を作成する。

(3) 自衛消防隊活動能力の充実・強化

事業所は、震災を想定した自衛消防訓練を推進し、次により自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

① ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第 55 条の 5 の規定により、自衛消防技術認定証を有するものを配置することを義務付けられている。

震災時には、これらの一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導や救命講習会の受講を推進する。

② 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時にも有効なバール、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(4) 地域防災の充実

事業所も地域住民の一員であるという認識に立ち、自主防災組織及び事業所相互の協力、連携体制の推進を図る。

(5) 事業所防災訓練の指導

事業所は、自衛消防隊が地震時において、迅速、的確な行動を行えるよう、消防計画または事業所防災計画に基づき各種防災訓練を実施する。

(6) 事業所と自主防災組織の連携

① 都及び区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

② 都及び区は、自主防災組織と地元事業所間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行う。

2 危険物施設の防災組織

(1) 高圧ガス関係防災組織

高圧ガスには、爆発性、可燃性、毒性の特徴があるため、震災時の高圧ガス対策は、専門的な知識や技術、特殊な防災資器材を必要とするため、消防・警察と高圧ガス関係業界が相互に効果的な応援活動を行うことができる体制を確立する。

(2) その他の危険物施設の防災組織

危険物施設は災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第5節 ボランティア活動との連携

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、清掃や炊き出し、物資の仕分けなど、特別な知識や経験、資格を要しない「一般ボランティア」と、医師や通訳、応急危険度判定員などの専門的知識や特定の資格を有する「専門ボランティア」に分類できる。

〈ボランティア活動の種類〉

一般ボランティア	専門ボランティア
① 炊き出し活動	① 医師・看護師等の医療関係従事者
② 救援物資の仕分け・配給	② 外国語・手話の通訳者
③ 避難所運営のサポート	③ 建物の応急危険度判定
④ 要配慮者の介護	④ 被災宅地危険度判定
⑤ その他被災地での作業	⑤ その他専門的知識を要する分野

2 ボランティア等の育成・連携

(公財) えどがわボランティアセンターは、平常時よりボランティア団体などとの情報交換に努め、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう必要な環境整備に努める。

(1) ボランティアネットワークの構築

既存のボランティア団体が平常時の組織を基盤に災害時にも様々な活動ができるよう、連携・協力のネットワークを構築する。

(2) 災害ボランティアセンターボランティアスタッフの養成

災害ボランティアセンターの運営に必要な知識を身に付けたボランティアスタッフの養成に努める。

(3) ボランティア活用体制の整備

江戸川区災害ボランティアセンターの開設時の運営やコーディネートについて、(福)江戸川区社会福祉協議会と連携した訓練を実施するなどして、ボランティアの効果的な活用体制を整備する。

3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

消防署は、東京消防庁管下で震度6弱以上の地震が起きた際や、大規模な自然災害や事故が発生した際に、消防署の支援を行う東京消防庁災害時支援ボランティアと連携する。

4 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大地震等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」を運用している。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応強化を図る。

第6節 区民・行政・事業所等の連携

区及び関係防災機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、消防団、災害時支援ボランティアと協働した救命講習会の推進及び区民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

1 防災教育・訓練の充実

災害が発生した場合、地域における防災活動が迅速に実施できるよう、日頃から災害を想定した総合防災訓練などを積み重ねておく。また、防災関係機関相互及び区民との支援・協力体制の確立や各応急対策計画の実効力確保のため各種訓練の充実・強化に努める。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関並びに区民相互の協力体制の緊密化を図り、併せて、区民の防災意識を高めることを目的として、法に基づき、地震災害を想定した総合的な防災訓練を実施する。

① 実施時期

原則として年1回実施する。

② 実施内容

江戸川区防災会議において要領等を定める。内容については、概ね次のような項目を含むものとする。

〈訓練項目〉

ア 初期消火活動	イ 都市ガス施設・電気施設・通信施設の応急復旧活動
ウ 火災消火活動	エ 救助・救出・医療救護活動
オ 避難の指示・誘導	カ 救援物資の輸送及び配分活動
キ 給水活動	ク 炊き出し

(2) 地域防災訓練

自主防災組織の結成された町会・自治会については、区、警察、消防の防災関係機関が相互に連携して指導し、地震災害を想定した地域訓練を、単一または複合して実施することで、その組織の充実に努める。

災害に強いまちづくりと被害の軽減を図るため、「1世帯1名の訓練体験」・「自主防災組織と事業所との連携」及び「地域の防災指導者の育成」を基本に防災訓練を推進する。

① 出火防止、初期消火、避難及び応急救護訓練等、実践的な体験訓練を重点に推進し、防災行動力の向上を図る。

② 事業所も地域住民の一員であるという認識に立って、自主防災組織と事業所との連携による訓練を推進する。

③ 防災関係機関との連携のもとに、地域の防災指導者の育成を図る。

④ 地域の防災コミュニティを確立するとともに、区民の相互支援ネットワークづくりを進め、災害時に区民が協力し、助け合える仕組みづくりを推進する。

⑤ 将来の防災の担い手を育成するため、中学生や高校生、大学生を対象に軽可搬消防ポンプまたは、スタンドパイプによる放水訓練をはじめ普通及び上級救命講習の受講を推進する。

第2章 防災都市づくり

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 安全な都市づくり	都市開発部、土木部、環境部	都都市整備局、都建設局
第2節 建築物の耐震化・安全対策	都市開発部、土木部	都都市整備局
第3節 液状化・長周期地震動への対策	都市開発部、土木部	都都市整備局、都下水道局、江戸川・葛西・小岩消防署
第4節 出火・延焼等の防止	危機管理部、健康部、教育委員会事務局	江戸川・葛西・小岩消防署

■自助・共助の役割

区民	・住宅等の耐震診断、耐震化、室内落下物防止対策等に関すること ・家庭の出火防止に関すること
自主防災組織等	・初期消火体制の構築、初期消火訓練に関すること
事業所等	・事業所内の出火防止、落下物防止対策等に関すること ・自衛消防隊の構築に関すること ・危険物施設の防災施設の整備に関すること

第1節 安全な都市づくり

1 災害に強い都市づくりの推進

(1) 防災都市づくり推進計画

区は都と連携して、「燃えない」「倒れない」震災に強い都市の実現に向けて、「防災都市づくり推進計画」で、整備地域及び重点整備地域を指定し、震災の予防、震災時の被害の拡大防止の観点から、延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化、緊急輸送道路の機能確保など、防災都市づくりに関する諸施策を展開する。

区内では、平井、松島・新小岩駅周辺及び南小岩・東松本の3地域が整備地域に指定されており、これらの地域においては、より緊急性の高い地域から各種の事業制度を活用し、災害に強いまちづくりを推進する。

更に、平成23年3月の東日本大震災の未曾有の被害や首都直下地震等の被害想定、異常気象による大雨の頻発化などを踏まえると、更なる安全対策と一層の備えをしなければならない。地震による建物倒壊や大規模火災、そして、地震・洪水・高潮などが連続的に発災する複合災害への対策も急務である。

(2) 都市計画道路の整備

道路は、震災時において円滑な避難、救援・救護及び復旧活動等の交通路だけでなく、火災の延焼防止帯になるなど重要な役割を持つ。

そのため、他の市区とも連絡する広幅員幹線道路（放射16号線、補助143号線、補助286号線）の整備を促進して、道路網の多重化を図るとともに、沿道の不燃化など防災効果を高める都市計画道路の整備を進め、併せて電線類の地中化を促進していく。加えて、都県境を越えた道路ネットワークの形成により都市間の連携が強化され、災害時の広域的な物資調達、広域避難や救援・救護活動などの円滑な対応実現に寄与し、防災性が向上する都県境橋梁3橋（放射16号線、補助143号線、補助286号線、うち補助143号線は事業化済）の早期整備に向け、東

第2部 予防計画

京都などの関係機関と調整を進める。

(3) 木密地域不燃化10年プロジェクト

区は都と連携して、木造住宅密集地域の整備を更に加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を実施する。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区である南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区、平井二丁目付近地区及び南小岩南部・東松本付近地区を不燃化特区に指定し、連携して不燃化を強力に推進する。また、都で推進する整備地域の防災性を向上させる都市計画道路である特定整備路線には、補助142号線、補助143号線、補助144号線があり、平成26年度から事業に着手している。

なお、木密地域不燃化10年プロジェクトは、令和3年3月31日に終了したが、具体的な施策のうち、不燃化特区制度の活用と特定整備路線の整備については、取組を令和12年度まで延長し、引き続き、整備地域の防災性の向上を強力に進めていく。

(4) 防災再開発促進地区

区は都と連携して、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（平成9年法律第49号）に基づき、防災上危険な密集市街地の整備を総合的に推進するため、「防災再開発促進地区」を指定し、防災再開発の方針を定め、整備を図る。

(5) 防災活動拠点の形成

新たに建設される区役所本庁舎（以下「新庁舎」という。）、船堀四丁目地区市街地再開発事業で整備する複合用途建築物（以下「複合施設」という。）、タワーホール船堀の3つの施設をまとめて「防災活動拠点」として位置づけ、周辺から高い視認性のある建物群を形成し、高台まちづくりを牽引する拠点として早期実現を目指す。防災活動拠点の各施設には以下の機能を確保する。

- ・新庁舎：災害対応の中核としての機能
- ・複合施設：待避スペース等の機能
- ・タワーホール船堀：待避スペース、復旧・復興支援等の機能

また、新庁舎、複合施設、タワーホール船堀が一体となって防災活動拠点としての役割を発揮できるよう、具体的な役割分担や機能配置を進めるとともに、これらを結ぶ歩行者デッキ等の非浸水動線を確保する。さらに、防災活動拠点と高台まちづくりエリアを結ぶ歩行者デッキ等の非浸水動線のネットワークを確保することで、建物群による高台まちづくりの実現を図る。

なお、浸水しても防災活動拠点としての機能を発揮するとともに業務を継続することができるよう、電気設備や機械室、窓口機能などは浸水階への配置を避け、防水扉や止水板の設置、雨水貯留槽の設置を進める。また、情報発信機能や物品面の充実、エネルギー源の多重化・強化への取組、非常用給水や污水設備の導入検討、防災備蓄倉庫の設置を進める。

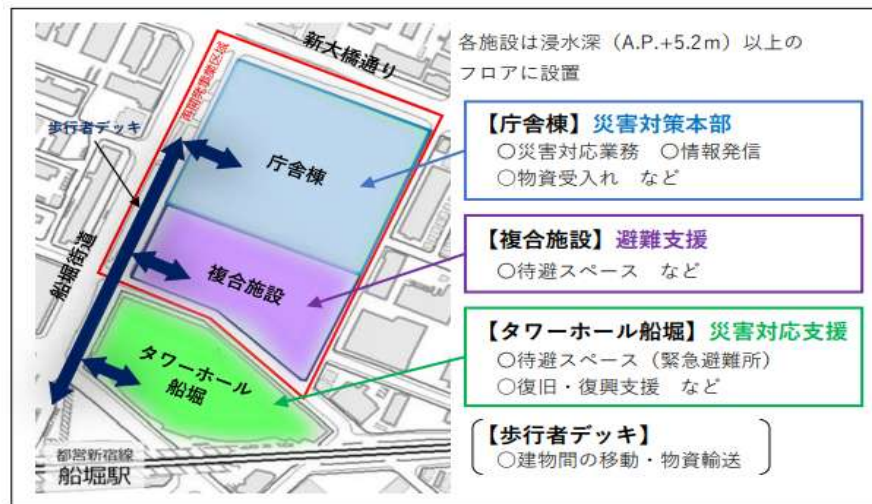


図 防災活動拠点のイメージ

2 安全な市街地の整備と再開発

(1) 市街地再開発事業

区は、都と連携して木造建物が無秩序に密集し、道路が狭く住宅や商工業が混在した地域において、建築物の不燃中高層化、土地の高度利用化を図るとともに、公園や道路等の公共施設を一体的に整備して、広いオープンスペースの確保に努めていく。

また、基盤未整備や低未利用な既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図り、安全で快適なまちづくりを進めるための市街地再開発事業等を促進する。なお、その際、地域特性や事業規模に合わせた防災施設（帰宅困難者の一時滞在施設等）の充実を図る。

本区では、これまで市街地再開発事業等の共同化事業を実施しており、南小岩七丁目西地区が事業完了、南小岩六丁目地区、平井五丁目駅前地区及びＪＲ小岩駅北口地区が事業中、南小岩七丁目駅前地区と船堀四丁目地区が事業化準備中である。

(2) 土地区画整理事業

都及び区は、区民が安全で安心して暮らせ、快適に住み続けられるまちをつくるため、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図る土地区画整理事業を推進する。また、江戸川沿川の篠崎公園地区では、高規格堤防整備と一体となった防災性の高い良好な市街地環境の創出に取り組んでいる。

本区では、これまでの組合施行・東京都施行・区施行により約1,267haに及ぶ区域が完成し、3地区13.8ha（南小岩七丁目、上篠崎一丁目北部、東葛西九丁目）で事業中であり、1地区約4.8ha（篠崎駅西部）で事業化準備中である。

3 その他の防災まちづくり

(1) 地区計画制度の推進

区は、災害に強く、安全で快適な都市づくりを推進するために、区民と行政が話し合っ地区のまちづくり計画を定める手法を用いて、各種事業との組み合わせにより安全で快適に住み続けることができるまちづくりを実現する。

(2) 「住宅等整備事業における基準等に関する条例」による指導・誘導

区は、一定規模以上の開発や建築に対し、「住宅等整備事業における基準等に関する条例」に基づき、防災施設の整備等の指導・誘導を図る。

〈主な整備基準〉

① 適用対象

- ア 共同住宅等：敷地面積 300 m²以上または3階かつ10戸以上若しくは一団の土地に40戸以上
- イ その他の建築物：敷地面積 300 m²以上
- ウ 戸建開発：一団の土地に1以上の戸建て住宅を含む3区画以上
- エ 墓地の新設

② 防災施設

- ア 防災貯水槽：共同住宅50戸以上100戸未満、若しくは3,000 m²以上の戸建開発は40 t 槽以上、100戸以上は80 t 槽以上を設置
- イ 備蓄倉庫：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は10 m²以上を設置し、ボート1槽、災害用仮設トイレ3台及び担架1台を配備する。
- ウ 仮設トイレ用マンホール：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は3箇所以上設置する。
- エ 飲料水：共同住宅50戸以上若しくは事務所等3,000 m²以上は居住者等1人1日あたり3リットルの飲料水を3日以上備蓄、または災害用浄水化装置を配備、若しくは受水槽を設置するよう努める。

③ 排水施設等

共同住宅50戸以上若しくはその他の建築物3,000 m²以上は、雨水流出対策量に応じた雨水貯留施設を整備

④ 環境空地

敷地面積から建築面積を差し引いた空地に対し、用途地域や事業区域面積に応じた一定比率の環境空地を設置

⑤ 道路等

細街路に隣接している場合は、今後4 m以上に確保されるように事業区域内を道路状に整備

(3) 都市防災不燃化促進事業

区は、都が定める防災都市づくり推進計画の方針において避難地、避難路、延焼遮断帯の整備が必要な木造住宅密集地内のうち、特定整備路線（補助142号線、補助143号線、補助144号線）及び不燃化特区の重点整備地域である南小岩南部・東松本付近地区における補助285号線（南小岩）の沿道30mの区域を「不燃化促進区域」として指定し、火災時の安全な避難路を確保するとともに、火災の燃え広がりを防ぐための延焼遮断帯の整備を進める。

また、不燃化促進区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。

4 防災空間の確保

(1) 公園等の整備

区内の公園充足率^{*1}は92.3%（令和6年4月）であり、まだ公園不足地域^{*2}が存在している。区は、公園不足地域の解消に向けた公園等の整備に取り組む。区民の憩いの空間として、また、震災時の延焼遮断帯や避難場所、防災活動の拠点として、公園の新設・拡充や維持管理に努める。

また、都立篠崎公園・宇喜田公園については、本区の緑の拠点であるとともに、震災時のみ

ならず水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請する。

※1 公園充足率：概ね徒歩5分以内に公園がある地域の面積比率

※2 公園不足地域：概ね徒歩5分以内に公園がない地域

(2) 親水公園・緑道の整備

阪神・淡路大震災では、街路樹が建物倒壊防止や火災の延焼防止に大きな効果を上げた。

また、親水公園や親水緑道の水は、水道断水時の消火用として重要な消防水利となる。

区では、地形的特徴を活かし、水と緑の環境整備を精力的に推進してきたところであるが、防災機能に着目し、水と緑のネットワークと防災空間の確保を一層推進する。

(3) 農地の保全

市街化区域における農地は、区民に潤いや安らぎを与える貴重な環境資源であるばかりでなく、震災時における火災の延焼防止や一時集合場所、被災者への生鮮野菜の供給など、防災機能上重要な役割を果たすものである。本区は農地を保全し、長期・安定的に営農できるよう、生産緑地の指定など、保全・育成を積極的に展開する。

(4) 細街路の拡幅

幅員 4.0m 未満の狭あい道路の内、街区形成ネットワークや防災上の観点から重点的に拡幅誘導する路線を定めた「江戸川区細街路拡幅整備指針」に基づき、「細街路拡幅整備要綱」を活用し、細街路の拡幅整備を推進する。

第2節 建築物の耐震化及び安全対策

1 ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀は、大規模な地震時に倒壊する恐れがあり、歩行者が犠牲になるだけでなく、避難路を阻害する恐れがある。

区は、ブロック塀の所有者に対して、建築確認申請時等、機会を捉え生け垣やフェンス等に取り替えるよう働きかける。また、道路に面しているブロック塀に対しては、費用の一部を助成し早期改善を促していく。

区が所有する施設のブロック塀については、当面の安全性を確保した上で、大規模改修や建替え等の際にフェンス等に改修を行う。

2 建築物の耐震化の促進

(1) 民間建築物の耐震化

区では、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、戸建て住宅や分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、耐震性を高めるための助成制度を設けている。

また、「江戸川区耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、各種イベントや、地域における相談会等を通じて耐震化の意識の啓発を図っている。

住宅の耐震化率は、一層の政策誘導により耐震化を進めてきたことで、令和4年末に98%に達した。引き続き目標に向かって取り組んでいく。また、2000年5月以前に建てられた新耐震木造住宅の耐震化についても合わせて取り組んでいく。

① 戸建て住宅への助成

個人の住宅に対し、耐震コンサルタント派遣、精密診断耐震改修設計、耐震改修工事、老

第2部 予防計画

朽住宅除却工事への助成を行う。

② 分譲マンション等への助成

分譲マンション、私立幼稚園・保育園、一般緊急輸送道路沿道建築物及び特定緊急輸送道路沿道建築物（特定沿道建築物）について、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等に必要な費用の一部を助成する。

③ 耐震アドバイザーの派遣

戸建て住宅以外の建築物の耐震化の相談に応じる耐震アドバイザーを無料で派遣する。

④ 住宅リフォーム資金融資あっせん制度

住宅の耐震補強工事を行う際に、区は、融資金利の優遇措置がある「住宅リフォーム資金融資あっせん制度」により工事に必要な資金の融資をあっせんする。

(2) 公共建築物の耐震化

「江戸川区耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、防災上重要な区公共建築物の耐震化を実施し、100%の耐震化が完了している。

3 エレベーター対策

区は、区営住宅や区公共施設の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置、停電時自動着床装置等の設置など、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

4 家具類の転倒・落下・移動防止

(1) 天井落下防止対策

都及び区は、都内建築物について、落下のおそれのある、大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて建物所有者等に改善を促す。

(2) 屋外広告物に対する規制

区は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

各種自動販売機は現代社会において深く区民生活に定着し、生活の利便性において欠かすことができない。しかし、道路上での不適切使用や地震時の転倒は、区民の安全な生活や生命までも脅かすものとなりかねない。区では、これからも設置者に対する安全指導・是正を行っていく。

(4) 窓ガラス等の落下物の防止指導

震災時における窓ガラスの飛散・ビル外装材の剥離落下・看板の落下などは多数の被害者を発生させる大きな要因である。本区では、これまで屋外落下物の防止指導、ビル落下物の実態調査・指導を行ってきたところである。また、「住宅等整備事業における基準等に関する条例」において窓ガラスの落下対策基準を定めており、今後、なお一層の安全化に努める。

(5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区民は、震災時、倒れてくる家具やガラスの破片などでケガをしないよう、タンスや食器棚などを転倒防止金具で固定し、また、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を講じる。

区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、

結果を公表するなど、防止対策を推進する。また、希望する65歳以上の熟年者のみの世帯（障害者のみの世帯で自力で取り付けが困難な世帯を含む。）に対し、ボランティアを派遣し、家具の転倒防止器具を取り付ける。

消防署は、各種イベント等において普及促進のため広報活動等を行うとともに、関係機関、関係団体等と連携して対策の周知を図る。

5 自立分散型電源の拡充

区は、区公共建築物への太陽光発電システムや蓄電池などの設置を進め、発災時に利用可能な自立分散型電源の拡充を進める。加えて、太陽光発電システム、蓄電池、電気自動車などを導入する区民に対し、助成制度を設けて、住宅への自立分散型電源の拡充と在宅避難を支援する。

第3節 液状化、長周期地震動への対策

1 液状化対策の強化

(1) 液状化地域における建築物等の安全確保

区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。

また、液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

(2) インフラ施設等の被害防止

都下水道局は、液状化対策として、マンホールの浮上抑制対策を進め、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路や、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路及び震災時に緊急車両が通行する無電柱化している道路の交通機能の確保を図る。また、都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。

(3) 液状化に係る情報提供

区は、都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて区民に情報を提供し、自助としての建築物の液状化対策を推進する。

2 長周期地震動対策の強化

消防署は、長周期地震動の影響を受けやすい施設の所有者等に対し、施設を適正に維持・管理させることにより安全性の確保を図る。

また、長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性の周知を図る。

第4節 出火、延焼等の防止

1 文化財防災対策

都及び区の文化財保護条例に基づき、重要な文化財を制度的に保護しながら防災のための施設・設備の整備に努める。

都及び区指定史跡並びに区登録有形文化財の実態把握に努め、これらのうち消防用設備等の設置を必要とする文化財については、防火管理の適正化について指導を行う。

2 出火、延焼等の防止

(1) 火気使用設備器具等の安全化

都内では膨大な数の火気使用設備・器具が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。このことから、火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種安全対策の推進に努める。

- ① 地震時における食用油を使用する火気器具からの出火防止を図るため、過熱防止機構を備えた安全器具の普及の促進
- ② 火気器具周囲の不燃化の徹底
- ③ 対震ガス遮断装置の普及等によるガス遮断
- ④ 液体燃料を使用する器具からの出火防止を図るため、対震自動消火装置の作動不良防止の安全機構の管理の徹底及び家具等の転倒防止の徹底等

(2) 電気器具からの出火防止

地震時の電気器具や配線からの出火を防止するため、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置を指導する。区は都と連携して感震ブレーカーの普及啓発を行い、出火防止対策の推進を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

飲食店・百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場・作業所等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、消防用設備等の耐震措置、災害時における従業員の対応要領について指導する。

その他の事業所についても、地震後の出火防止を徹底するため安全確保要領について指導する。更に、危険物製造所、給油取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いを指導するとともに、これらの施設を保有する事業所に対しても、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、火災予防条例第64条の3の規定により違反対象物を公表する。

(4) 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識や地震に対する備えなどの防災指導を実施する。

また、起震車等の指導用資器材を整備・補強し、実践的な出火防止訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。更に、各家庭からの出火や火災から尊い生命を守るため、住宅用火災警報器の設置促進や停電復旧時の通電火災防止対策等の推進を図る。

〈出火防止等に関する備えの主な指導事項〉

- ① 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ② 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器、感震ブレーカーなど出火を防ぐための安全な機器の普及
- ③ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- ④ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- ⑤ カーテンなどへの防災製品の普及
- ⑥ 灯油・ベンジン・アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ⑦ 長周期地震動に伴う室内の安全対策として家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

〈出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〉

- ① 起震車を活用した「身体防護訓練」の推進
- ② 普段から小さな地震でも「地震だ！ まず身の安全」の実践と揺れが収まったら火を消す習慣の徹底
- ③ 地震時、揺れが収まったら消火する。出火したときは、落ち着いて消火することを推進する。
- ④ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- ⑤ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ⑥ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- ⑦ 地震から身を守るための「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」の周知徹底
- ⑧ 住宅防火10の心得の周知・徹底

3 初期消火体制の強化

(1) 消火器の配備

区は、大地震の発生と同時に起こると想定される多発火災を、区民の協力によって初期段階で迅速・的確に消火活動ができるよう消火器の地域配備を推進する。

- ① 東京都震災対策条例等に基づき地震火災及び平常火災の発生時における初期消火対策の一環として、江戸川区消火器設置基準（令和7年4月1日施行）により区内60～100mメッシュに1本を基準として配備する。
- ② 出火危険度の高い木造住宅密集地域には、初期消火能力の強化を図るため重点設置を推進する。
- ③ 区は地域の市街化に伴い順次適正配備し、町会・自治会は、「いたずら」「盗難」等を防止するため日常的な監視、管理を行う。
- ④ 震災時、直ちに使用できる状態を保つため「いたずら」「盗難」などの異常を発見した場合には、区は薬剤詰替、消火器の補充などを速やかに行う。

(2) 初期消火体制の強化

消防署は、消防用設備等の適正化・初期消火資器材の普及、家庭・事業所・地域における自主消火体制及び消防団の活動体制の充実を図り、防災教育・訓練により区民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

① 消防用設備等の適正化

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時においてその機能を十分に発揮し、火災の初期のうちに消火することができるように耐震措置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に破壊されないよう指導を強化する。

また、消防署は要配慮者や不特定多数の人を収容する法令等で定める病院、社会福祉施設、物品販売店舗等について、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

② 住宅用防災機器の普及促進

消防署は、平成22年4月1日から全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

③ 区民の防災行動力の向上

ア 消防署は、区民の防災意識の調査や初期消火体制等の実施を把握し、効果的な訓練を推

第2部 予防計画

進する。

イ 区民を対象とした防災訓練では、初歩的な基礎訓練を中心に実施する。また、都民防災教育センター（防災館）において、体験コーナーを活用した高度な訓練体験を、自主防災組織等に対しては高度で実践的な訓練を推進する。

ウ 地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

エ 区民等が利用しやすい防火水槽の鉄蓋の整備と排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

④ 事業所自衛消防隊の活動能力の強化

ア 全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

イ 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

4 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特に配備された救助用資器材を活用し、救助活動を実施することとしている。

(2) 装備資機（器）材の活用

消防署は、震災時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、地震被害の態様に応じた資機（器）材への精通を図るとともに、自主防災組織・区民等も救助資器材を使用できるよう計画する。

(3) 消防水利の整備

東京消防庁では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進しているが、震災時の同時多発火災に対処するため、既存の水利の機能維持や経年防火水槽の耐震化を図るほか建築物の焼失危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、防火水槽の設置及び民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽等、消防水利の設置促進に努めている。

また、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、区と連携を取りながら防火水槽設置用地の確保、耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等の確保の働きかけ、また、雨水貯留施設や親水公園など他用途水源を消防水利に活用するほか、巨大水利（海、河川等の無限の水量を有する水利及び応急給水施設、浄水場及び給水所の貯水池、下水処理水を活用した大容量水利等）の開発、確保、消防水利開発補助金制度の活用など多角的な方策により消防水利の確保に努める。

(4) 消防活動路等の確保

震災時において建物、電柱等の倒壊により消防車両等が通行不能になることが予想されることから、次の対策を推進し、消防活動路の確保を図る。

① 消防力の整備と合わせて、消防活動路及び消防活動スペースの確保を図るため、民間から借り上げた特殊車両等の運行技能者の養成の推進を図る。

② 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備など関係機関と検討するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう、交通規制等について区

内警察と協議し、消防活動路等の確保に努める。

(5) 消防活動困難区域対策

災害時には、道路の狭あいに加え、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、細街路の拡幅、消防水利及び消火器の地域配備の充実、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団態勢の充実などを進め、消防活動が困難な事態の発生に備えた対策の推進を図る。

また、消火活動の阻害要因、災害に関するデータや延焼火災に関する調査結果を基に、防災都市づくり事業等に対して、消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。

(6) 地域防災体制の確立

大災害時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害の発生により円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、区民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の対策を推進する。

① 自主防災組織と事業所などの連携体制

地震による火災等の災害から区民や地域を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であるため、地域の自主防災組織と事業所が相互に協力して連携できる体制の整備を図る。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

また、自主防災組織等による初期消火用の水源として、消火栓、排水栓等の活用を図る。

更に、自主防災組織等が利用しやすいよう防火水槽の鉄蓋を整備する。

② 合同防災訓練の実施

地域の防災は、消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織が協力し、はじめて効果を発揮することができる。このため組織間の連携を促進し、定期的な合同防災訓練を実施するよう指導する。

なお、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

③ 要配慮者対策

消防署、熟年相談室（地域包括支援センター）、町会・自治会は連携し、要配慮者を対象とするきめ細かな「住まいの防火防災診断」及び「防火防災巡回」を実施する。

5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱い施設等の安全化

(1) 危険物施設

石油等の危険物施設は、地震時において、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。

このため、消防署は、従来から査察や業界に対する集合教育により安全化を進めてきたところである。今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などにより安全化の指導を推進する。

① 法令に基づく立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取り扱いについて検査及び質問を行い、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導の徹底を図る。

② 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたっては、十分な用地を確保させるとともに、危険物の貯蔵については、努めて安全性の高い地下タンク方式に転換することを促進する。

③ 危険物施設にかかわる各種装置等の耐震設計、危険物の流出拡散防止措置、ボイラー・炉

第2部 予防計画

等の耐震安全装置の設備及び危険物収納容器の転倒、落下防止措置等、耐震性強化の指導を促進する。

④ 危険物事業所の自主保安体制の強化を図るとともに、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄推進及びそれらを活用した訓練の実施並びに危険物関係事業所間の相互応援組織の育成・充実に促進する。

⑤ 危険物保安監督者、危険物取扱者等による施設の維持管理及び定期点検、自主点検の推進等、自主保安管理の徹底を図る。

(2) 高圧ガス保管施設

都環境局は、施設設置時の検査、定期的な保安検査及び随時立入検査を実施し、適正な維持管理や安全性確保に努め、指導を行う。

都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

(3) 毒物・劇物取扱施設

保健所及び東京都健康安全研究センターは、震災による毒劇物の飛散・漏出事故を防止するため、毒劇物を取り扱う工場・学校等の立入り検査を定期的の実施し、適正な保管等を指導する。

〈主な指導事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 毒劇物保管庫の転倒・落下防止措置② 毒劇物容器の転倒・落下防止措置③ 毒劇物タンクの防液堤の保守点検④ 安全データシート（SDS）の備え付け⑤ 危害防止規定の作成及びそれに基づく教育・訓練の実施 |
|---|

(4) 放射性物質施設

都保健医療局は、R I（ラジオ・アイソトープ）※使用医療機関で被害が発生した場合、危険区域の設定及び立入禁止措置等を実施する。

都総務局は、R Iによる環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、R I対策会議を設置し、災害時の安全対策等について協議を行う。

※R I（ラジオ・アイソトープ）については第2部第9章を参照

(5) 液化石油ガス消費施設の安全化

都環境局は、所管する液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、学校等公共施設及び集合住宅等におけるガス漏れ警報器の設置や、全施設における安全装置付末端閉止弁の設置を指導する。

地震時の容器の転倒防止や配管等の被害を最小限に抑え、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

(6) 化学薬品の安全化

都環境局は、化学物質を取り扱う工場等（一定要件あり）を対象に、「化学物質適正管理指針」に基づき、災害時を想定した管理方法等の作成を義務付けるとともに、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」について、区と連携しながら周知を進めていく。

P C B含有機器を所有する事業者は、P C B含有機器の誤廃棄による拡散を防止するため、P C B含有機器を判別するステッカー等による表示を行う。

また、都環境局は、P C B含有機器の使用、保管状況について、区に情報提供を図っていくとともに、所有者に対し早期処分に向けて働きかけを行っていく。

6 危険物等輸送の安全化

(1) 区による対応

区は、警察機関と連携し、毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、タンクローリー等の常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

(2) 消防による対応

消防署は、次の対策を実施する。

- ① タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造・設備等について法令基準等に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- ② 鉄道タンク車による危険物輸送については、受入施設を有する事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- ③ タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中における被害の軽減を図るための各種対策の指導を強化する。
- ④ トラック等の危険物を輸送する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- ⑤ 危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第3章 交通・ライフライン施設等の安全化

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 道路・橋梁	都市開発部、土木部	関東地方整備局、都建設局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）
第3節 バス施設		都交通局
第4節 河川施設	土木部	関東地方整備局、都建設局
第5節 ライフライン施設		都水道局、都下水道局、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガスグループ、東日本電信電話（株）東京東支店

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

第1節 道路・橋梁

1 区道

区は、地域主要道路及び生活道路について、可能な限り歩車道分離を行うとともに、沿道緑化や電線類地中化の促進を図る。

また、幅員 4.0m未満の狭あい道路については、区画整理事業の面的整備や建築時における「後退用地」の整備等により安全性の向上を図る。

橋梁については、道路橋示方書に合わせ順次点検・設計照査を行い、補強の必要なものについては実施していく。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期的に橋梁の点検を行い、維持補修を計画的に実施する。

2 国道

(1) 関東地方整備局 東京国道事務所・首都国道事務所

① 所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指示等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計・施工を行っている。

また、定期点検等により橋梁の状態を把握して評価し、予防的な修繕等を進め、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するために長寿命化計画を策定し、橋梁の維持管理に取り組んでいる。

② 道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝等の整備については、更に実施していく。

(2) 東京都第五建設事務所（千葉街道：京葉交差点～蔵前橋通り）

都道の基準により、保全に努める。

(3) 東日本高速道路（株）関東支社千葉管理事務所（京葉道路：一之江橋西詰から東側区間）

道路及びその他付属施設については、日常点検・定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。また、点検等により、異常を発見した場合は、速やかに工事を実施し、安全の確保に努めるものとする。

3 都道

都は、道路整備事業の推進や道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実等を進めている。

特に、緊急輸送道路等になっている橋梁については、震災時の避難、救援活動に支障が生じないよう耐震化工事を完了させ、長寿命化工事を進めている。

4 首都高速道路

(1) 高架橋の安全性の向上

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る工事は概ね終了した。具体的には、鋼製支承を变形性能に優れたゴム支承に取り替える事業が完了し、橋げたの移動制限装置についても設置済みである。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了した。

(2) 道路構造物、管理施設等の常時点検

(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検

(4) 利用者の安全確保

利用者の安全を確保するため、次の対策を講ずる。

- ① 利用者への情報伝達の充実
- ② 避難・誘導施設の整備

第2節 鉄道施設

1 施設の耐震化

各鉄道事業者は、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づき、駅施設、駅間施設の耐震補強工事を実施している。

2 通信手段の確保

各鉄道事業者は、国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。

第3節 バス施設

都交通局は、従来から施設の強化や防災施設の整備を進めてきたが、今後も、これら施設の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

また、業務用無線等に加えて、本庁及び全ての都営バス営業所等に衛星電話を導入し通信手段を確保している。

第4節 河川施設

1 国管理河川の整備

関東地方整備局は、危機管理対策として災害時の物資の輸送、被災者の救護及び河川管理施設の復旧を目的に緊急用河川敷道路及び緊急用船着場の整備を図る。

(1) 堤防の強化

堤防の質的強化を図るため、弱小箇所の強化を実施するとともに、高規格堤防（スーパー堤防）の整備促進を図る。

(2) 物資搬入路の整備

震災時の救援物資や緊急復旧資材の搬出搬入を確保するため、緊急用河川敷道路の充実並びに緊急用船着場整備を推進する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

緊急時に正確かつ迅速な情報収集・伝達活動を行うことのできる、関東広域情報ネット（光ファイバケーブル）を用いて連携の強化を図る。

2 都管理河川の整備

都は、高潮や地震による水害を防止するため、高潮防御施設整備事業、江東内部河川整備事業、スーパー堤防等整備事業、耐震対策事業により、防潮堤・水門等の整備や耐震対策を行っている。

(1) 高潮防御施設整備事業

昭和34年9月の伊勢湾台風級の高潮（A.P.+5.1m）に対応できるよう、中川・旧江戸川等の防潮堤や護岸、水門等を整備しており、令和元年度に妙見島の整備が完了している。

(2) 江東内部河川整備事業

荒川と隅田川に囲まれた江東三角地帯において、特に地盤が低い東側地域では、平常水位を低下させる水位低下方式により整備を進めている。旧中川においては、平成23年度に整備が完了している。

(3) スーパー堤防等整備事業

大地震に対する安全性を高めるとともに、水辺環境の向上を図るため、中川・旧江戸川・新中川においては、背後地の再開発事業や公園・緑地整備、公共施設等の改築と一体になって、既存の堤防を、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防へ改築する。

(4) 耐震対策事業

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、堤防や水門等の耐震補強を行い、安全性を向上させてきた。

そして、平成23年3月の東日本大震災を契機に、想定し得る最大級の地震への対策を開始し、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、中川、新中川、旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施している。

3 区管理水門の整備

区は、大規模地震や異常潮位に対して、水門施設の信頼性の確保と適切な維持管理を実現するために、施設改修や点検を行う。

また、都と連携して、緊急水門閉鎖訓練を実施し、非常時に迅速で確実に対応できる体制を整える。

第5節 ライフライン施設

1 水道

都水道局では、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。詳細な取組内容は次のとおりである。

(1) 水道施設の耐震化の推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

(2) 管路の効果的な耐震継手化の推進

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

(3) バックアップ機能の強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

(4) 自家用発電設備の新設・増強

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

2 下水道

都下水道局は、下水道管とマンホールの接続部を可とう化する耐震化を進める。避難所や災害拠点病院などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了しており、さらに対象施設をターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設や一時滞在施設など防災上重要な施設等に拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。

発災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路のほか、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路や震災時に緊急車両が通行する無電柱化している道路に対象エリアを拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制を実施する。

停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。

断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

都下水道局は区からの協議に基づき、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定を拡大していく。また、災害により下水道の使用制限や使用自粛の協力を要請する場合、都下水道局は報道機関への情報提供や区と連携して広報活動を実施する。令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」が公表、「東京都豪雨対策基本方針」が改定され、都下水道局では、下水道施設の耐水化のレベルアップを推進する。

3 通信施設

(1) 方針

震災時において、被害を最小限に止めるとともに、防災関係機関が応急対策作業等を迅速に行うことができるよう、通信の疎通確保を図ることを目標とし、電気通信設備等の防護復旧な

第2部 予防計画

ど迅速・的確な措置が行える態勢の確保・資器材の整備等について万全を期することとする。

(2) 事業内容

電気通信設備を確保するための諸施策を実施する。

- ① 耐震構造のとう道網計画を推進する。
- ② 架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化が望ましい区間は、地下化を推進する。
- ③ 老朽化設備の管理を強化し、段階的に補強取替を実施する。

4 電気施設

(1) 耐震対策

- ① 電力施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施行している。
- ② 電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。
- ③ 送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(2) 整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても送配電線の切り替えなどによって、早期に停電が解消できるよう関係の強化を図る。

5 ガス施設

(1) 方針

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(2) 事業内容

① 供給設備

ア 大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

イ 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進する。

② 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

③ コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

④ 自家発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

⑤ 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

⑥ ガス工作物の巡視・点検・検査等

ア ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。

イ 被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

第4章 応急対応力の強化

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 初動対応体制の整備	危機管理部、各部	小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署、 東日本電信電話（株）東京東支店、 東京ガスグループ、 東日本高速道路（株）、京成電鉄（株） 東京電力パワーグリッド（株）
第2節 業務継続体制の整備	危機管理部、各部	
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備		小松川・小岩・葛西警察署、 江戸川・葛西・小岩消防署
第4節 通信体制の整備	危機管理部	
第5節 広域連携体制の構築	危機管理部	相互支援協定自治体
第6節 災害応急活動拠点の整備	危機管理部	

■自助・共助の役割

区民	・ 自主的に防災学習に努めること ・ 地域の自主防災活動に積極的に参加すること
自主防災組織等	・ 地域の自主防災活動の推進及び区や防災関係機関主催の訓練の協力に関すること
事業所等	・ 事業所の自主防災活動の推進に関すること ・ 地域の自主防災活動への参加、協力に関すること

第1節 初動対応体制の整備

1 町会・自治会、自主防災組織等の訓練

地域は、地域防災力の向上及び連携強化を図ることを目的に、積極的かつ主体的に防災訓練に取り組み、区はその活動の支援をする。

特に震災発生時、避難所となる各学校においては、区民・学校・区が一体となって組織する避難所運営協議会が中心となり、相互連携を目的とした避難所開設・運営訓練を実施する。

2 江戸川区職員訓練

区は職員による次の訓練を行う。

〈江戸川区の職員防災訓練〉

① 非常参集訓練	② 本部運営訓練	③ 情報収集伝達訓練
④ 消火訓練	⑤ 応急救護訓練	⑥ 応急措置対応訓練
⑦ 広報訓練	⑧ その他初動訓練	

3 警察署の訓練

警察署は、区民の防災意識の高揚を図るとともに、大震災発生の際、防災関係機関と区民が

一体となり、迅速・的確な対応ができるよう各種の防災訓練を実施する。

〈警察署の防災訓練〉

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 警備要員の招集及び部隊編成訓練 | ② 情報収集伝達訓練 |
| ③ 各級警備本部設置訓練 | ④ 交通規制訓練 |
| ⑤ 避難誘導訓練 | ⑥ 広報訓練 |
| ⑦ 救出・救助訓練 | ⑧ 津波対策訓練 |
| ⑨ 通信伝達訓練 | ⑩ 装備資器材操作訓練 |

4 消防署の訓練

消防署は、地震時の各種災害に対処するため、消防団、事業所及び区民との協力体制の確立に重点をおいた総合震災消防訓練を年1回実施する。

〈消防署が各団体に実施する防災訓練〉

- | | |
|---|--|
| 〔消防団〕 ① 参集訓練及び初動処置訓練 ② 情報収集訓練及び通信運用訓練 | |
| ③ 部隊編成訓練 ④ 配置資機(器)材活用による消火、救出、救護訓練 | |
| 〔事業所〕 ① 出火防止訓練 ② 防護訓練 ③ 消火訓練 ④ 救出・救護訓練 | |
| ⑤ 避難訓練 ⑥ 情報収集訓練 | |
| 〔区 民〕 ① 出火防止訓練 ② 初期消火訓練 ③ 救出訓練 ④ 応急救護訓練 | |
| ⑤ 通報連絡訓練 ⑥ 身体防護訓練 ⑦ 避難訓練 ⑧ その他の訓練 | |
| 〔災害時支援ボランティア〕 | |
| 火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などを捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 | |
| 〔防災関係機関〕 | |
| ① 各種救助事象による救出訓練 ② 仮救護所及び現場救護所設置・運営訓練 | |
| ③ トリアージ及び救急処置並びに搬送訓練 ④ 救助・救急資機材活用訓練 | |

5 関係機関の訓練

(1) 東日本電信電話（株）東京東支店の防災訓練

東日本電信電話（株）東京東支店は、地震発生後の措置について、毎年1回以上防災訓練を実施する。

〈東日本電信電話（株）東京東支店の防災訓練〉

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 警戒宣言等の伝達 | ② 非常召集 |
| ③ 警戒宣言時の地震防災応急措置 | ④ 大規模地震発生時の災害応急対策 |
| ⑤ 避難及び救護 | ⑥ その他必要とするもの |

国又は東京都及び各市区町村等が主催して行なう総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 東京電力パワーグリッド（株）江東支社の防災訓練

東京電力パワーグリッド（株）江東支社は、地震災害に対する様々な事態を想定し地域や設備の変化に即応した実践的な応動訓練を実施することにより、復旧技術の向上、復旧態勢の整備などの充実を図る。

第2部 予防計画

〈東京電力パワーグリッド（株）江東支社の防災訓練〉

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 情報連絡及び広報活動訓練 | ② 実践的初期応動態勢の強化訓練 |
| ③ 地震による電力供給設備の応急送電訓練 | |

(3) 東日本高速道路（株）の防災訓練

日常から職員及び関係者の防災意識の高揚を図るため、関連会社・委託会社及び請負会社等の参加協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施する。

〈東日本高速道路（株）の防災訓練〉

- | | | |
|----------|----------|--------------|
| ① 情報伝達訓練 | ② 非常参集訓練 | ③ 他機関と連携した訓練 |
|----------|----------|--------------|

(4) 首都高速道路（株）東京東局の防災訓練

災害時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

〈首都高速道路（株）東京東局の防災訓練〉

- | | | |
|----------|-----------|--------------|
| ① 初動対応訓練 | ② 情報受伝達訓練 | ③ 災害対策本部運営訓練 |
| ④ 応急対策訓練 | | |

(5) 東京ガスグループの防災訓練

各事業所は、ガス供給施設または、ガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として緊急事故対策及び震災など非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。

また、区及び消防署等の防災機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な防災訓練に参加し、ガス施設に対する応急復旧対策措置の訓練を実施する。

〈東京ガスグループの防災訓練〉

- | | |
|----------|----------|
| ① 緊急措置訓練 | ② 総合防災訓練 |
|----------|----------|

(6) 京成電鉄（株）の防災訓練

京成電鉄（株）は、大地震が発生した場合は、通信・交通の途絶・停電等の最悪の状況を考慮しなければならないので、現場にいる個々の係員が自主的判断により的確な処置がとれるよう、平素から基礎知識・発災時の初動措置要領・心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期するものとする。

〈京成電鉄（株）の防災訓練〉

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| ① 情報伝達訓練 | ② 消火器訓練 | ③ 救急処置訓練 |
| ④ 旅客の誘導案内訓練 | | |

第2節 業務継続体制の整備

1 江戸川区業務継続計画（BCP）の策定

区は、本区に最も被害が及ぶと想定される首都直下地震や大規模水害が発生した場合に優先すべき災害対応業務や最低限実施しなければならない通常業務の整理を行い、職員が迅速に対応できるよう江戸川区業務継続計画（震災編）を平成26年度に策定し、令和5年度には内容の見直し、事前防災業務等を含む、業務継続計画（水害編）を令和5年度に策定を行った。

(BCP: Business Continuity Plan の略)

2 BCPの継続的改善

職員は、BCPを手掛かりとして更なる組織態勢の強化を図るため、定期的な研修・訓練の実施、各部対応マニュアルの点検・見直しなど、様々な検証作業によりBCPの継続的改善(=BCM: Business Continuity Management)を図る。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

1 警察署の救出救助体制

警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図るとともに、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行い、迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

2 消防署の消防活動体制

消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。

また、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」を活用した、医療情報収集体制の強化を図る。

第4節 通信体制の整備

1 防災無線の整備

(1) 江戸川区防災行政無線

区は、区民等への情報伝達手段の基軸として、江戸川区防災行政無線を整備する。

また、機能不全が生じないよう、常時、試験放送を行い、放送内容や話し方などを検証し、聞こえ改善等に努める。

屋外受信装置は半径 250mの範囲に1基を基準に、区内全域をカバーできるよう整備されている。

(2) MCA無線

区は、これまでの無線に比べ大幅な情報活動能力があるマルチチャンネルアクセス(MCA)方式の無線を、区施設、関係機関、庁用車等に配備し、情報収集伝達手段の確保を図っている。

(3) 東京都防災行政無線

東京都防災行政無線については、都庁局(都災害対策本部)を中心に気象庁・東京消防庁など防災関係機関相互の通信ネットワークが確立されている。

(4) 無線の運用訓練

区及び都は、無線従事者の技術の向上と運用の習熟を図るため、講習会や訓練を実施する。

(5) 無線機能の確保

区及び都は、無線機について常に良好な通話状態を保つとともに、付属の非常電源設備についてもその作動状態を確認し、機能維持に努める。

第2部 予防計画

2 区民等への情報通信手段の確保

災害時における区民等への情報通信手段は、江戸川区防災行政無線を基軸とする。

更に補完する通信手段として、以下の方法を活用するとともに、区民に情報入手方法等を周知する。

〈江戸川区防災行政無線を補完する通信手段〉

エリアメール・緊急速報メール、江戸川区公式ホームページ、江戸川区公式X、江戸川区公式LINE、江戸川区防災アプリ、江戸川区防災ポータル、えどがわメールニュース、防災放送確認ダイヤル、Lアラート、広報車、FM えどがわ割込放送、緊急告知FM ラジオ、J:COM ケーブルテレビL字放送、ケーブルテレビ告知端末、ヤフー連携、NHK データ放送

第5節 広域連携体制の構築

区は、災害時において都や周辺区市及び相互支援の協定自治体との円滑な協力が得られるよう相互の協力体制を構築する。

第6節 災害応急活動拠点の整備

災害時に、一人でも多くの区民の生命、財産を保護するためには、応急対策を的確に実施することが強く求められる。応急対策の基盤となるのは、防災関係機関の活動場所となる拠点の確保であり、時系列に沿った用途を想定し、用地や建物の活用を防災関係機関相互の調整を図りながら、災害時の応急活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

1 大規模救出救助活動拠点

都は、自衛隊、警察、消防、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）をあらかじめ確保している。区は、都と連携して大規模救出救助活動拠点指定箇所の通信整備等に努めていく。

〈区内の大規模救出救助活動拠点指定箇所〉

篠崎公園、葛西臨海公園、江戸川清掃工場※建替工事（令和9年度までの予定）

ヘリサインの設置

区は、地上での救助・消火等の応急活動が円滑に行えるよう、防災関係機関のヘリコプター等を活用した被災地上空からの被災状況確認を容易にするため、区立小・中学校の屋上へのヘリサイン設置を推進する。

第5章 医療救護体制等の整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 初動医療体制の整備	危機管理部、健康部	(一社)江戸川区医師会、(公社)江戸川区歯科医師会、(公社)江戸川区薬剤師会、江戸川区柔道整復師会、江戸川薬業協同組合
第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備	健康部	(公社)江戸川区薬剤師会、江戸川薬業協同組合
第3節 医療施設の基盤整備		都保健医療局
第4節 遺体取扱体制の整備	文化共育部、生活振興部、福祉部、健康部	小松川・葛西・小岩警察署、(一社)全日本冠婚葬祭互助組合、(株)東京葬祭、(株)協和木工所

■自助・共助の役割

区民	・ 医薬品、資器材の非常持ち出しに関すること
自主防災組織等	・ 負傷者等の緊急医療救護所への搬送体制に関すること
事業所等	・ 負傷者（従業員・区民）の応急手当の態勢整備に関すること ・ 負傷者等（従業員・区民）の緊急医療救護所への搬送体制に関すること

第1節 初動医療体制の整備

1 医療体制の整備

(1) 協定等の見直し

区は、江戸川区医師会、江戸川区歯科医師会、江戸川区薬剤師会、江戸川区柔道整復師会等と協定を締結しているが、震災の教訓や新たな緊急医療救護所の設置体制を踏まえ、協定の見直しを行う。

また、地域に居住する医療関係の専門職（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）の協力を得られるよう、医療関係団体や事業所等と協定を締結するなど、体制構築に努める。

(2) 災害時に対応する医療機関の態勢

区は、都が指定する災害拠点連携病院、災害医療支援病院について、江戸川区医師会と対応態勢に関する協議を行う。

(3) 緊急医療救護所の設置体制

区は江戸川区医師会等の協力の下、災害発生時に災害拠点病院前、災害拠点連携病院前及び災害医療支援病院前に緊急医療救護所を設置する体制を構築している。

(4) 江戸川区災害医療コーディネーターの選出

区内の医療救護活動を統括・調整するために、東京都地域災害医療コーディネーターとの区側の窓口となる江戸川区災害医療コーディネーターを、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から選出する。

2 設備等の整備

区は、初動医療を円滑に行うため、災害拠点病院や東京都地域災害医療コーディネーター（都

第2部 予防計画

立墨東病院）等との連絡を確保するためのMCA無線機の配備や、保健所及び健康サポートセンターへの食料、簡易トイレ、感染症対策物品等の備蓄を行う。

3 搬送体制の整備

区は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の拡充を図る。

4 防疫体制の整備

区は、薬品等が不足した場合に備え、江戸川区薬剤師会及び江戸川薬業協同組合と協定を締結し、防疫用資器材の調達等の体制を構築している。

5 動物の保護対策

(1) 飼い主への啓発

動物の飼い主へ災害に対する日頃の備え（ペットフード、リード、キャリーバッグ等の準備）や、発災後の対応（同行避難の推奨、避難所での生活ルールの順守）について広報を行い、啓発に努める。

(2) 被災地域における動物の保護

負傷または飼い主不明の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都や（公社）東京都獣医師会江戸川支部等の関連団体と協力し、応急処置や動物の保護等について検討を行う。

第2節 医薬品・医療用資器材の確保体制の整備

区は、江戸川区薬剤師会及び江戸川薬業協同組合と協定を締結し、医薬品及び医療用資器材の調達等の体制を構築している。

また、区は医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に江戸川区薬剤師会と協力の上、卸売販売業者と協定を締結している。

更には、江戸川区薬剤師会が運営する臨海薬局を災害時医薬品備蓄倉庫（災害薬事センター）と位置付け、輸送事業者と協定を締結して搬送体制を確立している。江戸川区災害薬事コーディネーターは、江戸川区薬剤師会と区が協議の上、江戸川区薬剤師会から選任する。

第3節 医療施設の基盤整備

都は、災害拠点病院、災害拠点連携病院を指定するとともに、災害時の医療機能を確保する。

区は、江戸川区医師会と協力し、クリニック等の医療機能維持に努める。

第4節 遺体取扱体制の整備

1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、警察署等と協議を行い、条件整備に努める。

(1) 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項

(2) 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項

- (3) 死体調査（検視）・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- (4) 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体収容所の指定

区は、遺体収容所について、下記の条件を満たす施設を事前に指定する。

また、遺体収容所予定施設ごとにレイアウトを検討する。

- (1) 屋内施設
- (2) 避難所や緊急医療救護所など他の用途と競合しない施設
- (3) 死体調査（検視）・検案場所も確保可能な一定の広さを有する施設
- (4) 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

〈遺体収容所予定施設〉

総合体育館、スポーツセンター、スポーツランド

なお、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

3 埋火葬の体制整備

区は、死亡届等の受付及び火葬許可証、特例許可証等の発行体制を整備するために、災害時戸籍事務マニュアルを遺体収容所予定施設に配備する。

第6章 帰宅困難者対策の整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 帰宅困難者対策の周知徹底	経営企画部、危機管理部	都交通局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署、東日本旅客鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京成電鉄（株）
第2節 一時滞在施設の確保	危機管理部	
第3節 徒歩帰宅支援体制の整備	文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	

■自助・共助の役割

区民	・東京都帰宅困難者対策条例の理解とそれに基づく行動に関すること
自主防災組織等	・地域の行動ルールの策定等により、地域対応力を備えること
事業所等	・従業員の帰宅困難者対策に関すること

第1節 帰宅困難者対策の周知徹底

1 帰宅困難者対策条例の徹底

区は、区民や事業者及び区が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、普及啓発を図る。

〈帰宅困難者対策条例の概要〉

- | |
|--|
| ① 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
② 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
③ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
④ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
⑤ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
⑥ 一時滞在施設の確保にむけた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
⑦ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等） |
|--|

2 事業所における施設内待機方針の策定

消防署は、改正告示により追加になった従業員の一斉帰宅の抑制等の部分について事業所防災計画へ反映させるよう指導する。

事業所は、施設内待機方針について、事業所防災計画や業務継続計画に定め、従業員等へ周知徹底する。

- (1) 3日分の全従業員分の備蓄
- (2) 耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等
- (3) 建物及び在館者の安全確保の方針
- (4) 発災時における従業員等との連絡手段の手順
- (5) 従業員等の施設内待機の訓練実施及び手順の確認

3 駅前滞留者への対応体制の構築

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、区と都が連携し、あらかじめ駅ごとに、区、都、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置するなどして、災害時の各機関の役割を明確にする。

駅前滞留者対策協議会を設置した場合は、首都直下地震発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

〈駅前滞留者対策〉

駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項	・滞留者の誘導方法と役割分担 ・誘導場所の選定 ・誘導計画、マニュアルの策定 ・駅前滞留者対策訓練の実施
地域の行動ルール	・組織は組織で対応する（自助） 事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。 ・地域が連携して対応する（共助） 駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。 ・公的機関は地域をサポートする（公助） 地元区市町村、都県、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

4 集客施設及び駅利用者の保護

駅及び大規模集客施設事業者は、利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画に定め、従業員等へ周知し、理解の促進を図る。

- (1) 施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順
- (2) 耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止等
- (3) 飲料水や毛布などの備蓄
- (4) 定期的な訓練の実施

5 学校における児童・生徒等の保護

学校は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での生徒の待機に向けた体制整備、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制の確保を行う。

第2節 一時滞在施設の確保

区は、地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設を確保する。

一時滞在施設は、区の管理する施設だけでなく、事業所や大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）等と協定を締結するなどして確保していく。

第3節 徒歩帰宅支援体制の整備

1 情報提供体制

駅前滞留者対策協議会などにおいて、関係機関の役割分担や情報提供内容について定めた情報提供体制の構築に努める。

また、区は通信事業者と連携して、メール配信などの災害関連情報等を提供するための体制を整備していく。

2 災害時帰宅支援ステーション

区は、災害時帰宅支援ステーションの周知に努める。

また、区は幹線道路沿いの事業者等に、徒歩帰宅者にトイレの使用などの支援を行うよう、働きかけていく。

〈災害時帰宅支援ステーション〉

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

3 徒歩帰宅の備え

区は、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施するなどして、帰宅上の問題点について課題を把握し解決を図る。

また、区は区民に対して、平常時から徒歩帰宅に必要な準備を行うよう、「帰宅困難者心得10か条」の普及啓発を図る。

〈帰宅困難者心得10か条〉

- ① あわてず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ 作っておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚（NTT災害用伝言ダイヤル）
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

第7章 避難体制の整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 避難体制の整備	危機管理部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会事務局	(福)江戸川区社会福祉協議会、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署
第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化	危機管理部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	都建設局、都都市整備局、小松川・小岩・葛西警察署、江戸川・葛西・小岩消防署
第3節 避難所の管理運営体制の整備	危機管理部、文化共育部、生活振興部、教育委員会事務局	
第4節 要配慮者の支援体制の整備	福祉部、子ども家庭部、健康部	

■自助・共助の役割

区民	・避難所、避難経路等の確認に関すること
自主防災組織等	・一時集合場所の選定に関すること ・避難所、避難経路等の確認に関すること
事業所等	・避難所、避難経路等の確認に関すること

第1節 避難体制の整備

1 避難運用要領の策定

区は、避難者の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

〈運用要領の主な内容〉

① 避難所への職員の配置	② 情報伝達手段
③ 緊急医療救護所設置、医師等の派遣	④ 衛生保全
⑤ 飲料水、食料及び救援物資の供給	
⑥ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または避難所への移動	

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年内閣府改定）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

3 園児・児童・生徒の保護体制の整備

区は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児・児童・生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区は必要な情報を提供し、各園における体制の整備を促していく。

また、区立保育園、区立幼稚園、区立学校等に飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

第2部 予防計画

4 津波避難対策

津波は、発生が予測される際に迅速かつ適切な行動をとることで被害を軽減できるため、日頃から情報伝達体制の整備及び区民への津波防災知識の普及啓発などの対策を講じる。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達

気象庁より大津波警報・津波警報・津波注意報等が発表された際は、関係機関等からの情報収集を行うとともに様々な手段を用いて住民への注意喚起及び周知に努める。また、津波被害の想定される区域内で広報車等を用いて注意喚起及び周知に従事する職員等については、それぞれが災害時使用可能な通信機器を携行するなど、従事者が津波の到達時に確実に高所に避難できるよう活動を行う。

(伝達系統図は資料編を参照)

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の種類と津波の高さ

地震発生後、津波の発生が予想される場合は気象庁より以下のとおり大津波警報・津波警報・津波注意報が発表される。

- ① 大津波警報・・・想定される波の高さ3m以上
- ② 津波警報・・・想定される波の高さ1m～3m
- ③ takas 津波注意報・・・想定される波の高さ20cm～1m

(3) 想定する津波の高さ

南海トラフ巨大地震の想定による津波の最大の高さはT.P. +2.24mと予測されている。

(4) 避難行動

区内の水門閉鎖の条件では堤防を越える津波の発生は想定されていないが、河川敷や海岸部では津波の影響を受ける危険性があるので、津波警報等が発表された場合は堤防の内側（内陸部）へ避難する。また、区内の水門開放の条件では、中葛西周辺の一部地域（左近川の北側の一部）において浸水が想定されており、津波警報等が発表された場合は浸水想定区域外、又は小・中学校等の堅牢な建物の2階以上へ避難する。

【参考】国土交通省による行徳可動堰及び江戸川水閘門の操作について

国土交通省（江戸川河川事務所江戸川河口出張所）は、東京湾内湾に津波警報（大津波・津波のいずれの場合も含む）が発表された場合、江戸川水閘門を開放する。なお、行徳可動堰については、閉鎖する。

5 広域避難の備え

区は、災害時において、避難者の他地区への移送等、都や周辺区市との円滑な協力が得られるよう、相互の協力体制の確立を図る。

6 避難支援資器材等の整備

消防署は、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

警察署は、大地震発生時の避難者の避難誘導を安全かつ円滑に実施するため、必要な資器材を整備する。

第2節 避難所・避難場所等の指定・安全化

1 避難所・避難場所等の指定

(1) 一時（いつとき）集合場所の指定

自主防災組織等は、地域で安否を確認したり、避難場所等への避難をしたりする拠点として、公園等を指定する。

(2) 緊急避難所

区は、全ての公共施設を緊急避難所として指定する。

(3) 避難所（避難所・避難所補完施設）の指定

区は、震災時に被災者を保護するため、耐震・耐火構造を備えた小・中学校等を避難所として指定する（法49条の7による指定避難所）。その他の公共施設を避難所補完施設として指定する。

また、公立・私立高校など避難所となり得る施設については、相互の協議により協力協定を締結し、確保に努める。

(4) 福祉避難所の指定

区は、要配慮者等避難所での生活が困難な避難者を受け入れる福祉避難所を指定する。

(5) 避難場所の指定

都は、震災時に延焼火災が発生した場合における人命の安全を確保するため、東京都震災対策条例に基づき、避難場所を指定している。

区は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、小・中学校等を避難場所に指定した（法49条の4による指定緊急避難場所）。

2 避難所・避難場所等の周知

区は、区民に対し、一時集合場所・避難所・福祉避難所・避難場所の位置付けを周知し、災害事象に応じた適切な避難行動が理解されるよう周知を図る。（第4部第4章第1節〈震災時の基本的な避難行動〉図を参照。）

3 活動拠点施設

避難場所での避難者に対する情報提供、救援物資の手配・支給等の支援のため、活動拠点として機能する施設の整備を進める。

＜活動拠点施設＞

江戸川南部一帯 … ホテルシーサイド江戸川、葛西防災施設
行船公園・宇喜田住宅一帯 … 平成庭園
亀戸・大島・小松川地区… 小松川防災施設

＜未整備地区＞

篠崎公園、新小岩公園・平井大橋地区、船堀一丁目住宅一帯、
都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯、江戸川スポーツランド周辺一帯、
私学事業団総合運動場、都立江戸川高校一帯、都営平井アパート一帯、
江戸川清掃工場一帯、柴又野球場・江戸川緑地一帯、都営高砂団地一帯

※避難場所は、東京都都市整備局「震災時火災における避難場所・地区内残留地区等の指定（区部）2022年度版」より

4 避難道路

都は、延焼火災から人命の安全を確保するため、東京都震災対策条例に基づき避難場所の指定を行ったが、更に避難場所までの避難距離が長く、または延焼の危険が著しいなどにより、自由避難が困難な地区については、東京都震災対策条例に基づき避難道路の指定を行い、避難の安全を図っている。

第3節 避難所の管理運営体制の整備

1 管理運営体制の整備

(1) 学校における対策

避難所に指定されている学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難者の一時受入れや避難所の開設・運営、教職員の役割分担等について事前に計画を策定する。

避難所の自主運営が円滑に行われるように、学校・区民・区が一体となって組織する「避難所運営協議会」を地域特性に応じて設置する。

(2) 指定管理者との連携

区は、指定管理者によって管理されている公共施設について、災害発生時の業務内容について協議し、災害発生時に自発的な対応ができるようにする。

(3) 施設の使用方法的検討

区及び指定避難所の管理者は、緊急避難所及び避難所補完施設について、避難時に開放するスペースの事前設定、鍵の管理方法など施設の使用方法を施設ごとに定める。

(4) 円滑な避難所運営対策

区は、災害時における円滑な避難所運営を行うために、避難所となる学校及び周辺住民と連携し、避難所の運営ルールや方針、役割分担等を事前に協議し定める。

また、協議内容について、要配慮者や男女等のニーズの違い、運営への女性の参画等に配慮した「避難所開設・運営マニュアル」としてまとめておく。

2 避難所の整備

区は、避難所に仮設トイレ・食料・必要な資機材の備蓄、台帳等の運営用具の整備、貯水槽・非常用電源・空調・通信機器等の整備などを行い、機能の強化を図る。

また、都、都獣医師会等と連携して飼養動物の同行避難への体制を構築する。

3 避難所の防火安全対策

避難所となる施設の管理責任者は、避難所の火災発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図ることとする。

(1) 防火担当責任者の指定

(2) 火気管理の徹底

(3) 消防用設備等の確認

(4) 避難施設等の管理

(5) 放火防止対策

(6) 自衛消防組織の編成等

(7) 施設利用者への遵守事項の周知徹底

(8) 要配慮者対応を含む防火防災訓練の実施

〈避難所の防火安全に係る遵守事項〉

- | |
|--|
| ① 火災を発見したら周囲に大声で知らせる
② 暖房器具を使用する場合は、周囲の安全に注意する
③ 調理器具は確認を受けてから使用する
④ 喫煙は指定された場所で行う
⑤ 周囲の整理整頓を行う
⑥ 避難経路に障害となる物品を置かない
⑦ 避難経路及び消防用設備等の確認をする |
|--|

4 避難所の衛生管理

避難所となる施設の管理責任者は、避難の長期化等必要に応じて、ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。

また、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

第4節 要配慮者の支援体制の整備

1 避難行動要支援者名簿の作成

区は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成し、避難の支援、安否の確認等を実施する。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

高齢者、要介護者、障害者、難病患者等（施設等への入所者を除く）のうち、一定の要件（名簿対象者は、「第4部 初動応急計画【震災編】第6章 要配慮者対策」の対象要件を参照）に該当する者について掲載する。

(2) 名簿の記載事項

避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所または居所、連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他区が必要と認める事項を記載する。

(3) 名簿の更新

名簿に掲載する者及びその情報は、毎年1回以上更新する。

更新に際しては、転入等の住民登録の変更、施設への長期間の入所などが確認された場合、名簿の追記・変更・削除を行う。

(4) 名簿の提供

名簿情報を提供することについて本人の意向を確認し、災害の発生に備え、又は災害発生時の避難支援等の実施に必要な限度で平常時から名簿の提供を行う。

① 警察・消防への提供

避難支援や発災後の救出・救護活動等への名簿活用のため、名簿を提供する。

② 避難所等への提供

避難支援や発災後の安否確認等への名簿活用のため、区立小・中学校等の避難所や福祉避難所に名簿を提供する。

③ 町会・自治会等地域団体への提供

避難行動要支援者と地域団体との平常時からの関係構築のため、民生・児童委員及び町会・

第2部 予防計画

自治会、自主防災組織等へ個人情報等に配慮しながら名簿を提供する。

(5) 名簿の適正な管理

名簿提供先と「江戸川区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」を締結し、名簿管理責任者、鍵のかかる保管場所等の必要事項を決定する。

区は、提供先に対し、必要以上の名簿複製の禁止や秘密保持義務等の名簿管理に関する原則について啓発し、定期的に管理状況の報告を受ける。

(6) 名簿活用の啓発

区は、平常時及び災害時の名簿の活用について要領等を作成し、個人情報に配慮した活用方法に関する啓発を行う。

2 個別避難計画の作成

区は、名簿情報に係る避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画を作成するよう努める。

作成にはケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職の協力を得ながら、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や町会・自治会等と連携しつつ、地域の特性や実情を踏まえた実効性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画を作成していく。

(※個別避難計画＝在宅人工呼吸器使用者においては「災害時個別支援計画」)

3 避難支援における安全確保等の周知

避難行動要支援者への避難支援のためには支援者及びその家族の安全確保が前提であること、及び名簿掲載者を助けられない場合があることを避難行動要支援者及び避難支援等関係者に周知する。

4 避難行動要支援者システムの導入

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を管理するシステムを導入し、即時性かつ実効性のある避難支援を行う。

5 区の支援体制の整備

区は、要配慮者が避難した場合に、要配慮者情報の集約や避難生活の支援について、地域の専門職（保健師、助産師）や福祉団体、福祉事業者等と連携できるよう協力体制を構築する。

また、DMAT、JMAT、DPAT、医療チームなど区外の支援を受け入れる体制を構築する。

第8章 物資供給体制の整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 食料及び生活必需品等の確保	危機管理部、産業経済部	都総務局、都福祉局、都生活文化局、都産業労働局、都中央卸売市場
第2節 飲料水及び生活用水の確保	危機管理部、総務部、生活振興部、教育委員会事務局	都水道局
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	危機管理部、文化共育部、産業経済部	都総務局、都都市整備局、都福祉局
第4節 輸送車両等の確保	危機管理部、総務部、産業経済部	警視庁、都財務局、都水道局、(一社)東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

■自助・共助の役割

区民	・最低3日分の飲料水、食料、必需品の備蓄に関すること
自主防災組織等	—
事業所等	・3日分の飲料水、食料、必需品の備蓄に関すること

第1節 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄の推進

発災後3日間は、原則として家庭内備蓄及び都と区の連携による行政備蓄で対応するものとする。行政備蓄においては、区と都との役割分担等を整理し、3日間で必要となる食料・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を確保する。

(1) 家庭内備蓄

区民及び事業所は、自ら3日分の備蓄を行うことを基本とし、可能であれば1週間以上の生活ができるだけの物資をローリングストック法等により備える。

(2) 区の備蓄

区は、都の被害想定における最大避難者数を基準として、目標値を定めて備蓄を行う。

特に、乳児用の粉ミルクの備蓄は、災害発生後の3日分を備蓄する。

2 調達体制の整備

区は、災害時に食料及び生活必需品が確保できるように、区内の小売業者や流通業者等と継続的に協定の内容や協力体制を協議する。

第2節 飲料水及び生活用水の確保

1 飲料水・生活用水の備蓄

区民及び事業所は、ペットボトルや水の汲み置きにより、家族、従業員及び利用者の最低3日分の飲料水や生活用水の備蓄を行う。

区は、乳児のためにペットボトル水の備蓄を行い、区民に対して飲料水の備蓄を呼びかける。

受水槽を保有する事業所に対しては、受水槽の水を飲料水や生活用水として提供するよう、協力を求めていく。

第2部 予防計画

2 生活用水の確保

区は、避難所生活者への安定的な生活用水の供給を行うため、避難所となる小・中学校等に防災井戸を整備した。

3 給水訓練

区は都と連携して、給水所・応急給水槽の設営や給水訓練を実施する。

第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

1 応急対策用資器材の確保

(1) 区の資器材の確保

区は、地震災害が発生した場合、資器材の即時活用ができるよう災害時の被害想定を考慮した備蓄を行う。また、資器材の整備点検を実施し、補充整備に努める。

(2) 消防署の資器材の確保

消防署は、震災時における応急対策活動を円滑に実施するため、平常時から装備・資器材の点検・整備を行う。

- ① 震災時に使用・収容可能な消防用資器材及び舟車等について、製造・貯蔵・保管等している事業所の調査を行い、調達計画により資器材を確保する。
- ② 大規模な救助事象等により、建設資器材を必要とする場合、東京建設業協会との協定に基づき資器材を確保する。

2 備蓄倉庫の整備

発災直後の道路状況や物資の搬送車両等の不足が予測されるため、区は避難所となる小・中学校等にあらかじめ必要となる食料や毛布等の備蓄を分散配備する。

また、震災時における食料等備蓄物資及び災害復旧用資器材の保管場所として、地域の実情に応じて今後も地域防災倉庫の整備に努める。なお、倉庫の不足する地域については、学校の余裕教室等を防災備蓄倉庫として活用するなど、地域状況の変化に応じた適正な配備を図る。

地区防災計画もしくは同等の防災計画を有する町会・自治会においては、計画に基づいた防災備蓄倉庫を公園管理者と協議のうえ区立公園に設置することができる。

3 輸送拠点の整備

区は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、地域内輸送拠点を選定し、都に報告する。

地域内輸送拠点については、南北に長い本区の地域特性や代替機能施設確保の観点から複数の箇所に分散し、整備する。なお、荷捌きや仕分け等の作業に係る人員や施設不足などが予測されるため、ボランティアや民間事業者を積極的に活用し、円滑な物資供給体制を構築する。

第4節 輸送車両等の確保

1 車両・燃料の確保

区は、物資等を輸送する場合に、輸送車両等が確保できるよう輸送会社等と協定を締結するなど、災害時の協力体制を構築する。

また、石油燃料の給油が優先的にできるよう燃料供給業者と、連絡体制、燃料供給方法等について体制を構築する。

2 緊急通行車両等の事前申請

区は、庁用車について発災前に緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。また、災害時協力協定団体に対し、各団体が保有する車両かつ災害時応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両についても事前確認申請を指導する。

第9章 放射性物質への体制整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 情報伝達体制の構築	危機管理部	都総務局、都保健医療局、都産業労働局、東京消防庁
第2節 区民への情報提供	経営企画部、危機管理部、環境部、健康部、教育委員会事務局	都総務局、都保健医療局
第3節 放射線等使用施設の安全化	健康部	国（文部科学省）

■自助・共助の役割

区民	—
自主防災組織等	—
事業所等	—

第1節 情報伝達体制の構築

区は、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、危機管理体制を構築する。

第2節 区民への情報提供

区は、国や都と連携して、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

区教育委員会では、放射線等に関する教育を行う。

第3節 放射線等使用施設の安全化

放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制が取れるよう各種の安全予防対策を講じる。

※R I（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

第10章 区民生活安定化のための体制整備

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 生活再建のための事前準備	危機管理部、環境部、生活振興部	江戸川・葛西・小岩消防署
第2節 生活環境対策	危機管理部、都市開発部、環境部	
第3節 ごみ処理	環境部	
第4節 がれき処理	都市開発部、環境部、土木部	

■自助・共助の役割

区民	・簡易トイレ等の備蓄に関すること
自主防災組織等	・仮設トイレ設置訓練に関すること
事業所等	・簡易トイレ等の備蓄に関すること

第1節 生活再建のための事前準備

1 罹災証明書発行体制

区は、都が推奨する「被災者生活再建支援システム」を導入した。また、住家被害認定調査に必要な資機材等も順次整備していく。区と消防署は、被災住民に迅速かつ的確な対応が取れるよう連携協力し、罹災証明発行事務に係る対応訓練の協議及び訓練を実施する。

2 仮設住宅設置体制

区は都との役割分担として、あらかじめ建設候補地を定め、常に最新の状況を把握しておき、年1回都住宅政策本部に報告する。区は、仮設住宅の設置に備えて、入居対象者、入居者の選定方法、選定順位等の基準について定めた募集要項案を事前に作成する。また、建設用地の選定基準案の作成、建設業者の協定など、災害時に備えた設置体制を整備する。

3 災害廃棄物処理計画の策定

区は、災害廃棄物の適正処理により、区民の生活環境を保全し公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧復興に資するため、必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画を令和元年度に策定した。なお、計画については適宜、見直し及び改定を実施する。

第2節 生活環境対策

1 し尿処理

(1) 家庭内備蓄

区民及び事業所は、3日分の携帯トイレ、トイレ用品を備蓄するとともに、水の汲み置き等による生活用水を確保する。

(2) 区の備蓄

区は、避難者75人あたり1基の災害用トイレを確保するよう、仮設トイレ等の整備を行う。特に、要配慮者に配慮した洋式トイレ等の備蓄も行う。また、自宅等のトイレを使用できるよ

第2部 予防計画

うに携帯トイレや簡易トイレ等の仮設トイレ以外の手段も確保する。

(3) 災害時トイレ対応の普及啓発

区は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、防災訓練等を通じて災害用トイレに関する知識や新聞紙とレジ袋等を利用して大便を通常ごみとして処理する方法などの普及啓発に努める。また、要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化に努める。

※予防計画 第2章 第1節 「住宅等整備事業における基準等に関する条例」を参照

2 アスベスト対策

(1) アスベスト飛散防止の周知・啓発

建築物等が被災した場合、露出したアスベストが飛散する恐れがあるため、区は、民間建築物吹付けアスベストに関する再調査（平成20年度実施）の対象建築物等の所有者に対し、被災後に応急飛散防止措置をとれるよう周知・啓発に努める。

〈応急措置例〉

	種類	概要
1	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
2	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固化等の措置を行う
3	立入り禁止	上記が行えない場合、最低限の措置としてロープ等で立入りを規制する

(2) 対策方針

吹付け材を使用している建築物等の所有者に対し、江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱及び江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付要綱を周知し、調査・除去を勧奨する。

また、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について指導を行う。

3 環境モニタリング

区は、災害時のアスベスト飛散や毒物劇物流出に備えて、検体採取機材、簡易測定機材等を計画的に配備する。また、採取や測定の知識を習得するよう職員研修を行う。

第3節 ごみ処理

区は、特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合、都、東京二十三区清掃協議会と協力して、処理機能の確保策に関して「ごみ処理マニュアル」を作成し、ごみ処理体制の構築を促進する。

第4節 がれき処理

1 応急集積場所の指定

区は、がれきの応急集積場所候補地をあらかじめ指定する。

また、区内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握したうえで、施設機能、要員や資機材について検証し、施設や車両等を確保できる体制を整備する。

2 私有地の活用

区は、大量のがれき発生に備えるため、私有地を応急集積場所として活用できるように候補地を選定し、地権者と事前に協議、調整していく。

第11章 風水害予防対策

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 洪水予防対策	土木部	荒川下流河川事務所、江戸川河川事務所、都江東治水事務所
第2節 高潮対策	土木部	都第五建設事務所、都江東治水事務所
第3節 都市型水害対策	土木部	都下水道局
第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策	各所管部署	
第5節 総合治水対策	土木部	
第6節 広域避難への体制づくり	危機管理部	
第7節 防災行動力の向上	危機管理部	

第1節 洪水予防対策

現在の堤防は、これまでに発生した洪水や高潮に対応できるよう整備が進められてきたが、計画高水をはるかに超える洪水や高潮、更には大地震の発生にも対応できる高規格堤防（スーパー堤防）整備を平成18年12月策定の「江戸川区スーパー堤防整備方針」に基づき沿川地域のまちづくりと一体となって推進している。

また、高台の少ない本区においては、強固な地盤を有し、水害時に緊急の避難や救護等に対応できる「地域防災拠点」としての機能を有する高規格堤防（スーパー堤防）は、有効な洪水対策となる。

1 高規格堤防の整備

国直轄河川の江戸川、荒川（中川）では、高規格堤防（スーパー堤防）として、堤防の高さの約30倍の幅を持つ強固な堤防整備を国土交通省とともに推進する。また、高規格堤防は、浸水時の安全な避難場所、救援活動などの拠点となることから、沿川のまちづくり事業とともに、順次整備に取り組んでいく。



また、東京都管理河川の旧江戸川、中川、新中川では、地震に対する安全性と親水性などの河川環境の向上を目的とし、河川区域及び官民境界から背後約50mの幅の盛土を行う都型スー

パー堤防整備が計画されており、沿川の開発、公園整備、公共施設の改築などに合わせ、順次整備に取り組んでいく。

2 河川・海岸の改修

洪水に対する安全を確保するため、前項の高規格堤防や緩傾斜型堤防の整備をはじめ区内河川の改修等を進め、施設の安全性の確保に努めている。

(1) 関東地方整備局荒川下流河川事務所

改修事業は、河口から堀切橋までの10.7km区間については、昭和34年の伊勢湾台風による高潮災害を契機として策定された「東京湾高潮対策計画」に基づき、昭和38年度から昭和40年度の3か年により高潮堤が完成している。

高規格堤防整備事業については、都市再開発や区画整理事業と調整しながら実施しており、平井七丁目地区(一部を除く)は平成16年度に、また、小松川地区は平成27年度に整備を完了している。

また、他の地区についても完成に向けて、鋭意整備を進めている。

(2) 関東地方整備局江戸川河川事務所

江戸川は利根川の派川であり、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(平成25年5月策定、令和2年3月変更)に基づき事業を実施しており、引き続き、堤防の断面不足解消等を図っていく。高規格堤防の整備については北小岩一丁目地区が平成29年度に完成しており、現在、篠崎公園地区において都立篠崎公園の高台化、区の土地区画整理事業と一体的な整備を鋭意進めている。

(3) 東京都江東治水事務所

本区中南部及び西部のほとんどは、厚い沖積層に覆われた、いわゆるゼロメートル地帯であり、荒川・中川・新中川・江戸川・旧江戸川等の大河川と東京湾によって周りを取り囲まれた地域である。過去、利根川の流れが東京湾に注いでいたことや外郭河川の堤防高が十分でなかったことにより、幾たびかの被害を経験した。

このため、順次計画の策定及び堤防の修築事業が行われてきたが、昭和34年9月の伊勢湾台風の異常潮位を考慮して、新たに東京高潮対策事業としてA.P. +5.10mに対処し得るように計画が改訂され、これに基づき主要河川の防潮堤や護岸、並びに水門・排水機場が完成している。また、旧江戸川河口部において、より安全性を高めるとともに、河川の自然環境機能の回復のために進めてきた緩傾斜堤防は平成3年度に完成した。

更に江東内部河川においては、昭和63年度の委員会の報告を受け、平成元年に計画の見直しを行い、平成4年度第二次水位低下(A.P. -1.0m)を実施した。

現在、東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)に基づき、中川・新中川・旧江戸川の堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施している。

3 高台避難地の確保

大河川に囲まれたゼロメートル地帯の本区は、江戸川・荒川・利根川が氾濫した場合、大部分が水没する。

また、水害時の避難場所となる高台の地域防災拠点はわずかであり、長距離・長時間の避難を余儀なくされる。更に、氾濫水の排水には長時間を要することから、沿川のまちづくりと一体となった高規格堤防整備や公共施設等を活用した近距離の高台避難地確保に努める。

(1) 高規格堤防整備や公共施設を活用した身近な高台の確保

第2部 予防計画

国直轄河川である江戸川・荒川（中川）沿川においては、高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業を進め、避難場所として活用できる高台避難地を確保する。

北小岩一丁目東部地区については、先の東日本大震災時に車両並びに多数の帰宅困難者が滞留した千葉県への渡河橋である市川橋に接している。本地区は、高規格堤防整備事業との一体のまちづくり事業により河川区域に緑地広場を創出し、高台の安全な避難場所として安全な場所となっている。

都管理河川である旧江戸川・新中川沿川の公園については、堤防強化にもつながる高台化を可能な箇所から進めていく。なお、江戸川二丁目地区では、東京都のスーパー堤防事業と併せて防災公園を整備し、東部交通公園として供用した。同様に、江戸川四丁目地区についても、スーパー堤防整備と併せて高台の防災公園を整備する。なお、江戸川四丁目地区は、既設の防災船着場もあることから、水上輸送基地として災害時に様々な活動拠点として使用できる大型の屋根付き休憩所の整備や、様々な活動スペースとしても使用できる日陰たな等の設置など更なる防災機能の強化、活用を図る。

また、学校等の公共施設の整備にあたっては、安全な避難場所となるよう高台化を検討する。更には、民間の中高層建築物等を身近な避難施設として活用するなどの検討を進める。

(2) 大規模公園の高台化

水害発生のおそれがある際、短時間で安全に避難できる身近な大規模高台避難地の新たな確保が必要である。

そこで、篠崎公園や宇喜田公園などの大規模公園については、水害時の避難場所・防災拠点として機能する高台化を含めた公園整備の早期実現を都に要請していく。

現在、区では江戸川の高規格堤防整備事業と一体のまちづくり事業として、篠崎公園地区について事業を進めている。一方、大規模公園である篠崎公園については、平成24年2月、都の公園審議会より公園の高台化を盛り込んだ「都立篠崎公園の整備計画」が答申されている。この高台化整備は、現在事業中の篠崎公園地区の高規格堤防整備事業と一体的に整備を行っていく。これにより、篠崎公園地区の高規格堤防と篠崎公園の高台がつながり水害時における避難動線が確保できる等地域防災拠点としての機能が充実する。今後も、国の高規格堤防整備事業との共同事業を進めていく。

(3) 建物群による高台まちづくり

首都「東京」において大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避できるよう、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを強力に推進するため、令和2年1月に国と東京都により「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」が設置され、同年12月、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」が策定された。

そこでは、東京の実情を踏まえた防災まちづくりを強力に推進するための基本的な考え方や、当面取り組むべき具体的な方策についてとりまとめられている。その中で、水害対策における取組方針の一つとして、早い段階からの避難が出来なかった場合でも、線的・面的につながった高台・建物群を創出し、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」の推進が位置付けられている。

また、高台まちづくりのモデル地区として小岩地区と船堀地区が設定されており、小岩地区では再開発事業の整備と併せて高台まちづくりを推進しており、船堀地区では新庁舎建設に合わせた高台まちづくりの具体的な検討を進めていく。

江戸川区では、大規模水害の際は、広域避難を基本としているが、広域避難が困難な場合においても、広域避難できなかった住民等が一時的に避難できるよう、浸水深さ以上に位置す

る既存建物の屋内施設や共有部等を活用した待避スペースの確保を進めていく。

また、浸水後安全を確保した上で、段階的に避難のできる非浸水動線（浸水しない避難経路）を、建築物と歩行者デッキ等でつないだ建物群を形成していく。



図 建物群による高台まちづくりのイメージ
出典：災害に強い首都「東京」形成ビジョン 概要版
（令和2年12月、災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議）を加工

【船堀駅前地区高台まちづくり基本方針】より抜粋

第2節 高潮対策

区は、昭和31年頃から急激に進行した地盤沈下により、満潮面以下の土地が増大し、現在では、区域の大半を占めるに至っている。

このため、伊勢湾台風級の台風による高潮を想定した、河川・海岸の防潮堤・護岸等の整備を進めており、令和元年度に完了した。

1 防潮事業

都江東治水事務所では、高潮対策事業として河川の防潮堤や護岸の整備を行うとともに、外郭堤防に直結する支川等の入り口に設けられた水門・排水機場等の維持管理を実施している。

このうち、河川の堤防や護岸の整備以外の水門管理事業について必要な事項を定める。

(1) 事業方針

外郭堤防に直結する支川等の入り口に設けられた水門は、台風による高潮や地震による津波などのおそれが生じた場合は直ちに閉鎖し、防潮堤と一体となって水災を阻止しなければならない。

このため、正常な運転操作ができるように、日常の点検整備・定期運転・水位・気象観測及び維持補修工事を行うとともに、非常時には警戒態勢を組み、諸施設の必要な操作を行う。

(2) 現況

都江東治水事務所所管の河川管理施設は、水門12か所・閘門1か所・樋門2か所及び排水機場5か所であるが、江戸川区管内の施設は次のとおりである。

【水門・樋門】	今井水門	新川東樋門
【排水機場】	新川排水機場	木下川排水機場

(3) 事業内容

新中川下流端の今井水門は、平常時は開扉のままとし、新川上流端の新川東樋門（第二樋門）は勤務時間外には閉鎖する。（新川東樋門（第一樋門）は、スーパー堤防工事のため休止中。）

高潮等の警戒態勢時の操作は、施設ごとに定められた操作基準及び操作条件に従って操作する。新川排水機場は、平常時旧江戸川の河川水を新川東樋門から導入し、新川の浄化を図りな

第2部 予防計画

がら A.P. +0.5mを保つように排水操作を行う。(新川東樋門(第一樋門)は、スーパー堤防工事のため休止中。)

旧中川については、平成4年度第二次水位低下の実施に伴い、水位低下河川の浄化を図るため、隅田川から河川水を導入し、かつ水位 A.P. -1.0mを保つように、木下川排水機場及び小名木川排水機場において排水操作を行う。

第3節 都市型水害対策

平成12年9月に東海地方を襲った集中豪雨は、短期間に総降水量589mmという名古屋地方気象台開設以来の記録となり、河川堤防の破堤やポンプの排水能力を上回る洪水流出により内水氾濫が発生し、大きな被害をもたらした。

近年、都内においても1時間に100mmを超えるような集中豪雨が多発しており、広域な市街地や地下鉄・地下街等地下空間への浸水、停電、通信障害等ライフラインの機能低下、鉄道の不通など都市機能に障害をもたらすおそれがある。

そこで、本区ではこのような都市型水害に対応するため、次の対策を実施していく。

1 下水道の整備

下水道は、生活の環境改善に必要であるとともに、降雨時には、雨水を河川等の公共用水域に排除し、浸水を防除するための重要な機能をも有している。

(1) 都下水道局

下水道普及率は、概成100%に達している。

内水氾濫による被害を防止するため、時間75ミリ降雨に対応する下水道施設整備を行う。

2 内水の対策

(1) 内水対策の強化

市街化に伴う浸透能力の低下や下水道の排水能力を超える近年の集中豪雨等に対応するため、道路や公園整備、学校改築等の機会を捉えた雨水貯留施設の整備、既設下水道の改善、透水性舗装等の内水対策を推進する。

(2) 土のうステーションの設置

短時間で局地的な大雨をもたらすゲリラ豪雨や台風などによる浸水被害を未然に防ぐため、誰でも利用できる土のうステーションの配備を推進する。(令和6年4月1日現在：47か所設置)

3 浸水実績図の公表

区(土木部)では、区公式ホームページ上に「道路冠水履歴マップ」を公表している。これは、下水道が概成100%整備された平成7年以降の道路冠水履歴を地図上に示している。

第4節 浸水想定区域内の各施設における浸水被害対策

浸水想定区域内にある事業所等は、洪水時に備え、あらかじめ従業員や利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の対策を講じ、平常時からその周知徹底に努める。また、そのため

に必要な訓練についても積極的に行う。

〈浸水想定区域〉

洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域。
区は「江戸川区水害ハザードマップ」（2019年5月公表）で提示している。

〈区が定める地下街等の範囲（水防法第15条1項4号イ）〉

- ・消防法で定める防火対象物で施設が地下にあるもの
- ・地階駅 ・その他、区長が認めるもの ※詳細な範囲は資料編に定める。

〈区が定める要配慮者利用施設（水防法第15条1項4号ロ）〉

社会福祉施設や学校等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設。
※該当施設は資料編に定める。

第5節 総合治水対策

本区では、「中川・綾瀬川流域整備計画」に基づき、雨水流出抑制など総合治水対策を流域関係機関とともに進めている。

まちづくりにおいては、道路、公園、区民施設などの地下に大型雨水貯留施設を設置するとともに、歩道の舗装を全て透水性舗装としている。

また、民間開発にあたっては貯留浸透施設の設置や駐車場の舗装については透水性舗装にするよう指導しており、集中豪雨時の雨水排水量のピークカット等、都市型流出抑制対策を推進している。

第6節 広域避難への体制づくり

区は、外水氾濫や複合災害における区外への広域避難に備えて、都による区市町村間の総合的な調整のもと、避難誘導などに関する体制づくりを行う。

また、区民に対し早期に区外の高台に自主避難するよう、江戸川区の土地の特性と外水氾濫・複合災害の危険性について周知する。さらに、江東5区広域避難推進協議会等で具体化に向けた課題について検討を進める。

都は、整合性のとれた広域避難のため、国、都県、区市町村等の連携体制を構築する。

第7節 防災行動力の向上

1 防災意識の高揚

災害による被害の軽減、被害の拡大防止のためには、区民が速やかに避難することができるよう、自らの予防処置を講じるとともに、避難時に落ち着いて適切な行動が取れるようにする必要がある。

そのためには、一人ひとりが水害発生時の適切な行動の必要性を正しく認識できるよう、常に防災意識の普及・啓発活動を行い、防災意識の高揚を図るとともに区民がお互いに連携して

第2部 予防計画

災害に対応できるネットワークづくりを進める。

2 防災訓練の強化

避難情報が発令された際に、速やかに避難を実施・完了できるよう、情報の伝達や避難誘導等の、日頃から災害を想定した総合水防訓練などを積み重ねておく。

また、防災関係機関相互及び区民との支援・協力体制の確立や各応急対策計画が十分機能するよう各種訓練の充実・強化に努める。

なお、区が行う水防訓練等や、重要水防箇所の点検の実施については、各河川管理者（荒川下流河川事務所・江戸川河川事務所・東京都）の参加や協力を得ることができる。

3 河川等の巡視

区は河川管理者と連携して、水防法第9条に基づく区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該管理者に対し必要な措置を求める。巡視は、重要水防箇所及び注意を要する箇所を優先的に行う。

第12章 風水害に強い都市施設づくり

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 ライフライン施設		都下水道局、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)東京東支店
第2節 鉄道施設		都交通局、東日本旅客鉄道(株)、東京地下鉄(株)京成電鉄(株)

第1節 ライフライン施設

1 下水道施設

(1) 下水道施設の整備

内水氾濫リスクが高い地区を重点化し、幹線や貯留施設など基幹施設の整備を推進している。

また、下水道管の再構築に合わせて雨水排除能力を増強し、特に、くぼ地、坂下、河川沿い低地では、流出解析シミュレーションを活用した新たな設計手法により、より効果的に下水道管を整備している。

更に、速やかに雨水排除を行うため、先行待機型ポンプを導入している。

(2) 雨水の流出抑制への取り組み

関係局や区、区民などと連携し、宅地内雨水貯留施設などの整備を促進している。

(3) 浸水に備えるリスクコミュニケーションの充実

浸水予想区域図を作成するなど行政への情報や、雨期や台風シーズンに備えた浸水対策などの情報の発信を行っている。

また、降雨情報を東京アメッシュとしてインターネットで配信している。

更に、区市町村と連携した浸水対策強化月間の取り組みを行っている。

2 ガス施設

ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障が生じないように対策を講じている。

(1) 浸水のおそれのある設備には、基礎嵩上げ、防水壁・防水扉・排水ポンプ設置等の対策を講ずる。

(2) 暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところより巡回点検する。

3 電気施設

(1) 電力施設

電気事業法・電気設備技術基準・都市計画法・河川法など関係する法令並びに基準等に準拠し、地域特性を考慮してきめ細かく設計し、設備を構築している。

(2) 変電

敷地の地盤高を過去の高潮あるいは洪水の最高水位以上とするが、高さを確保できない場合は、①基礎または架台を嵩上げする、②防水壁を設ける、③機器を密封化する等の措置を講じている。

第2部 予防計画

屋外鉄塔の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(3) 架空送電

堤外の設備は、特殊基礎を採用し水位の上昇に対して、十分対応できるよう設計し構築している。

鉄塔の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(4) 地中送電

ケーブルヘッド・油槽台等の付帯設備については、変電の基準に準じて設備を構築している。

また、利用者及び変電所のケーブル引出口は、防水管を採用し建物への浸水防止対策を講じている。

(5) 配電

架空設備の支持物の基礎は、適正な根入れ深さを取る。また、流水による洗掘等により傾斜・倒壊のおそれがある場合は、これを考慮し構築している。地中設備は、浸水のおそれがある供給用変圧器室については、変圧器の架台嵩上げなどの対策を講ずる。

また、利用者及び変電所のケーブル引出口は、防水管を採用し建物への浸水防止対策を講じている。

架空設備の支持物の強度を、風速 40m/秒の風圧に耐えるよう設計している。

(6) 通信

変電・送電・配電設備に準じて設計し、設備を構築している。

4 通信施設

豪雨、洪水、高潮、津波等の被害を受けるおそれがある地域について、地域や周辺環境、既存建物等を考慮し、電気通信設備等の耐震構造化を行う。具体策は以下のとおりである。

- (1) 建物自体を高く設置し防御する。
- (2) 水密扉または防水板や土のうの設置により防御する。
- (3) 電力や通信設備を想定される浸水高より上層フロアに設置する。

第2節 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつことから、いったん風水害等による被害が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災施設の整備を進めてきたところであるが、今後も、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

1 都営地下鉄新宿線

(1) 方針

様々な施策を通じ、風水害による被害を軽減するとともに旅客及び輸送の安全確保を図る。

(2) 現況

交通局では、止水板や防水扉等の改良や増設に取り組み、東海豪雨規模の降雨を想定した対策については、平成 25 年度に完了している。

現在は、想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定が順次公表されているため、それを踏まえた対策についても検討・実施している。

さらに、全駅で水防法に基づく避難確保計画・浸水防止計画を策定し、計画に基づく避難を

実施する体制を整備している。

(3) 事業内容

- ① 駅等の出入口における浸水対策は、止水板、土のう等の設置により防護する。
- ② 排水ポンプが自動運転し、排水処理を行う。
- ③ 隧道内浸水時は、浸水状況に応じた運転規制を実施するほか、地上部区間については風速に応じた運転規制を実施する。
- ④ 災害発生時は、正確な情報と判断のもとに乗客の避難誘導にあたる。

2 JR総武線・京葉線

(1) 方針

東京都の地域内におけるJRの災害時の被害を軽減して、旅客の生命・財産の安全と輸送の円滑を図ることを基本方針とする。

(2) 現況

JR総武線及び京葉線は、高架橋の区間が多く、高潮・洪水等で直接運行不能となる状態はないが、亀戸～平井間は盛土構造であり耐震性を考慮した補修工事等と同時に、風水害対策工事を逐次実施している。平井駅においては地盤が低く、河川等による浸水の場合は旅客通路等が使用不能となる。列車運行に際しては基準に定められた風速により停止・徐行の措置をとっている。

電柱及びケーブルは強風等に対しての措置も十分に考慮してあるが、台風等においては若干電気系統に被害をみられる。

(3) 事業内容

JR総武線及び京葉線の輸送事業を災害から未然に防止し、万一の災害発生時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮し得るよう路線施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、国及び地域公共団体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

3 東京地下鉄

(1) 方針

あらかじめ定めている社内規程類等に基づいた行動により、風水害が発生、または発生するおそれがある場合において輸送の安全確保を図る。

(2) 現況

当該区間の東西線は、全て高架橋であり、高潮、洪水等で直接的な影響により運転が不能になるおそれはない。しかしながら、風速に応じた運転規制を実施するほか、竜巻に関する気象情報に基づき、運転規制を実施する。

4 京成本線

(1) 方針

風水害による災害に対しては被害を最小限に防止し、非常災害対策規則に基づき、輸送の安全確保を図る。

(2) 事業内容

- ① 事前措置

第２部 予防計画

- ア 被害発生のおそれがある場合は、警報の有無にかかわらず警戒巡視の体制をとる。
 - イ 施設及び設備の点検を行い、適切な措置を講ずる。
- ② 通信連絡態勢
- ア 旅客の安全を図るため、運輸指令室と各列車は無線により連絡を行い、適切な情報により運行する。
 - イ 災害発生現場に高砂通信区に常置している無線自動車を急派し、八幡本社と無線による通信連絡を行う。